

まちづくり総合交付金
中間検証に関するアンケート調査
結果報告書

(令和 5 年度実施)

令和 5 年 10 月

浜田市

1 調査概要

(1) 目的

浜田市まちづくり総合交付金制度の令和 5 年度中間検証を行うに当たり、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 対象

ア 地区まちづくり推進委員会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会
調査数	38 団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和 5 年 9 月 29 日～10 月 13 日
調査票回収数	34 団体（回収率 89.4%）

イ 単独自治会

調査対象者	地区まちづくり推進委員会の構成団体以外の自治会、町内会のうち、令和 5 年度にまちづくり総合交付金を申請した団体
調査数	75 団体
調査方法	郵送により調査票を発送 ⇒ 郵送又はオンラインで回答
調査時期	令和 5 年 9 月 29 日～10 月 13 日
調査票回収数	66 団体（回収率 88%）

(3) アンケート項目及び集計結果

ア 地区まちづくり推進委員会（2～18 頁）

- ①基本的事項について …… 14 頁
- ②活動状況等について …… 14 頁
- ③令和 3 年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について …… 14 頁
- ④交付金の算定項目について …… 18 頁
- ⑤対象経費における上限額の設定について …… 20 頁
- ⑥支出項目について …… 24 頁
- ⑦課題解決特別事業について …… 30 頁
- ⑧交付金を活用した取組や成果について …… 31 頁
- ⑨その他 …… 33 頁

イ 単独自治会（19～31 頁）

- ①基本的事項について …… 35 頁
- ②活動状況等について …… 35 頁
- ③対象経費における上限額の設定について …… 35 頁
- ④支出項目について …… 39 頁
- ⑤交付金を活用した取組や成果について …… 44 頁
- ⑥その他 …… 45 頁

(4) 参考資料（アンケート用紙）

- ア 地区まちづくり推進委員会 …… 47 頁
- イ 単独自治会 …… 54 頁

2 集計結果

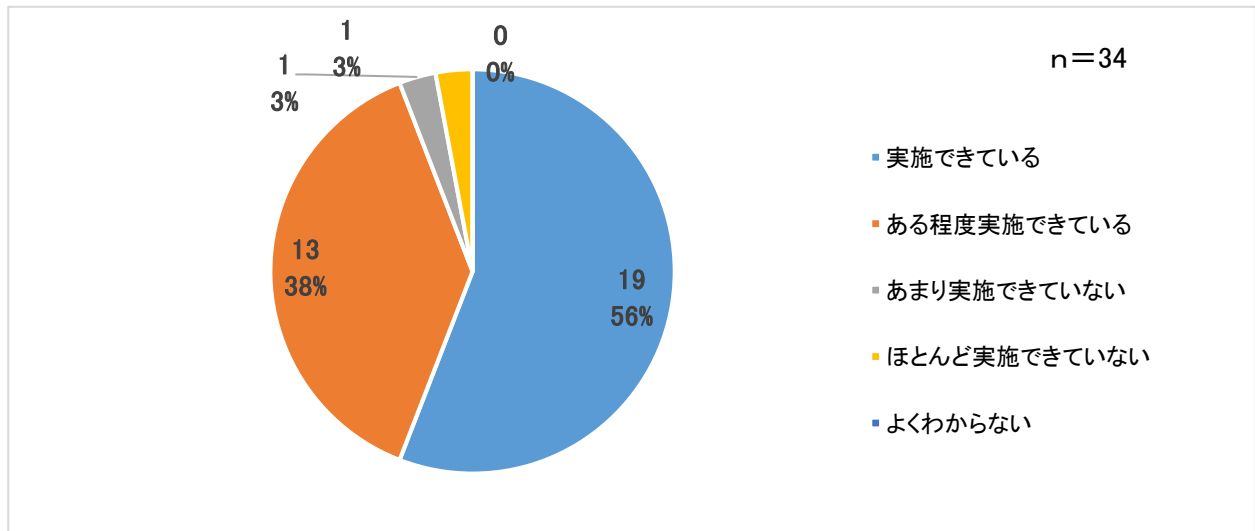
(1) 地区まちづくり推進委員会

① 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

② 活動状況等について

問2. 令和5年度（今年度）は、予定していた活動を実施できていますか。（〇は1つ）



問3. 実施できていない理由を教えてください。（自由記述）

【浜田】

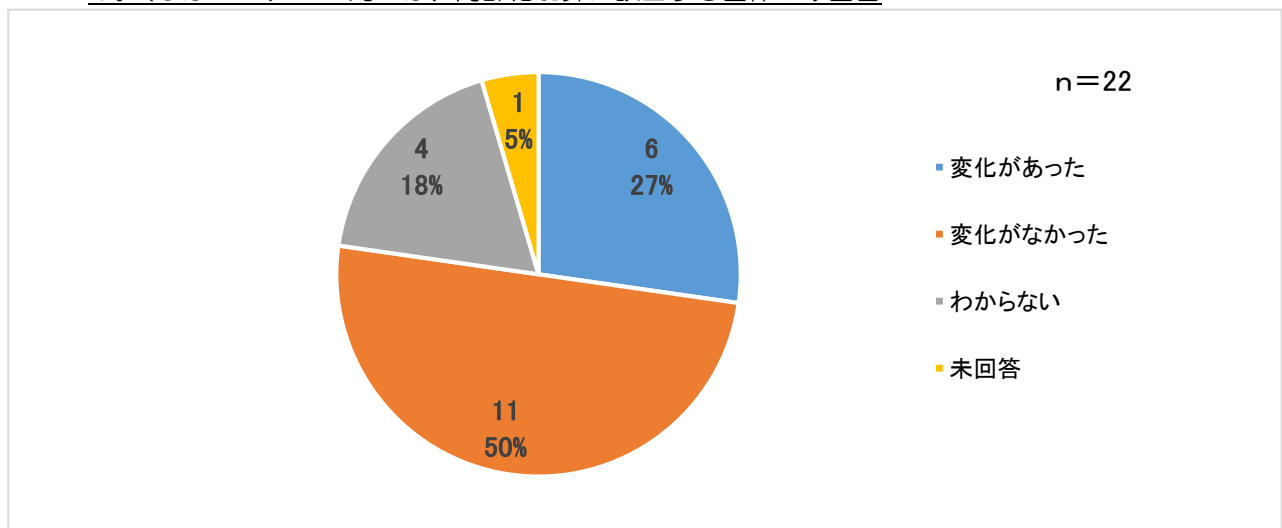
- ・いつも年度末、初めが遅くなっているため、改善の必要あり。昨年と同様、今年度も事業は後半に集中することとなります。

【金城】

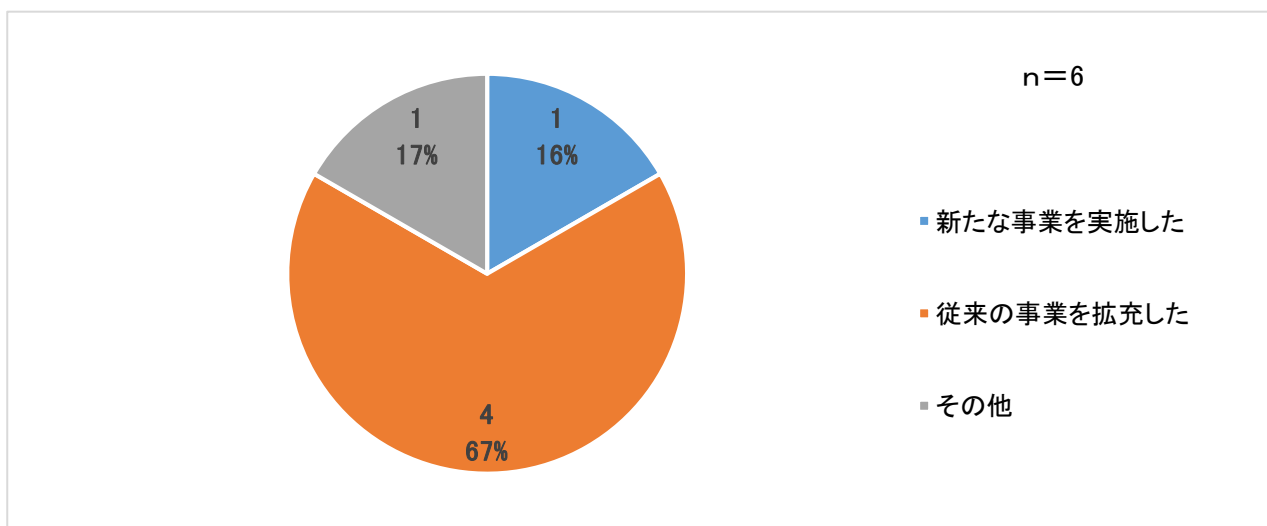
- ・通年の行事（納涼大会・敬老会など）はコロナ過以前の状況に戻すべく実施をしているが、本年度の課題についての振興会内の協議進捗が遅い。

③ 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

問4. 高齢化加算を新設した（活動費が増えた）ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。（〇は1つ） ※問4は、高齢化加算に該当する団体のみ回答



問5. どのような変化があったかを教えてください。(〇は1つ)

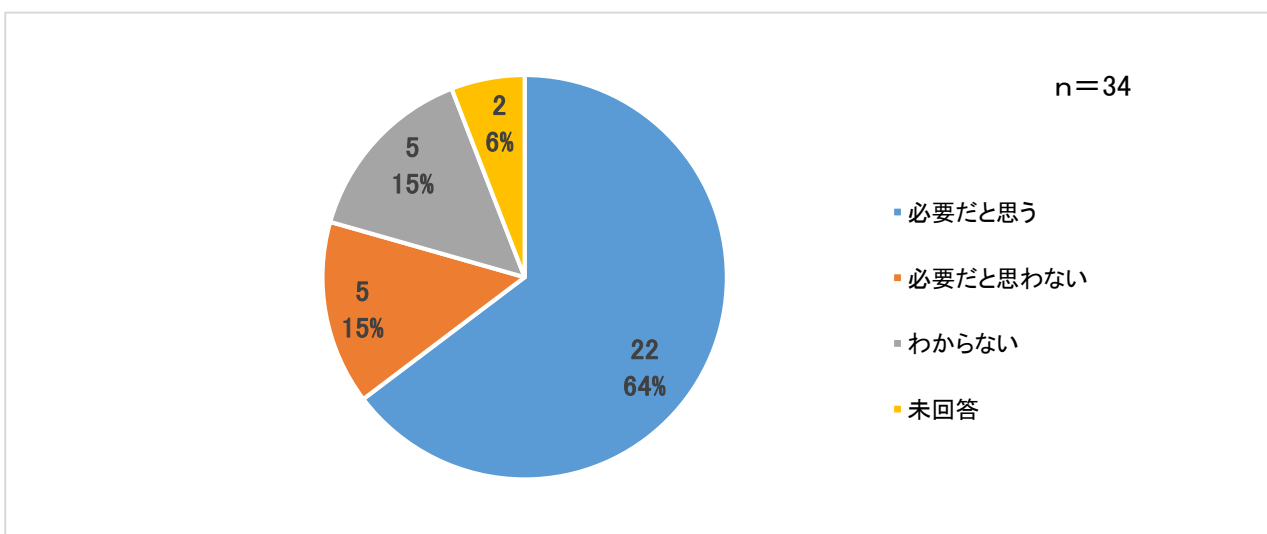


〈その他の意見〉

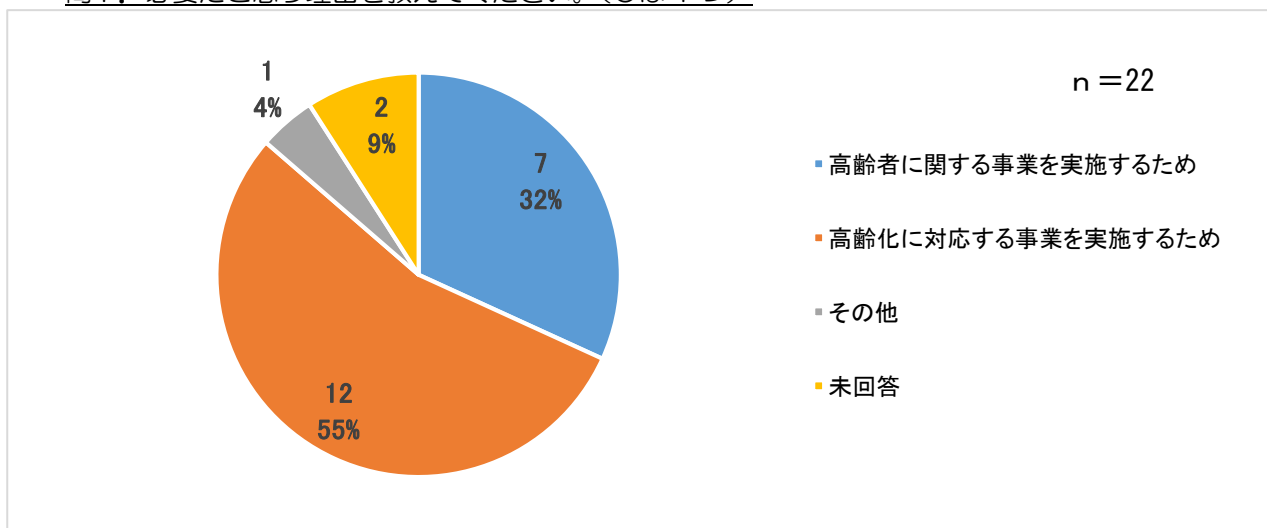
【旭】

- ・ 将来性の計画指針の策定において有益であろう。

問6. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。(〇は1つ)



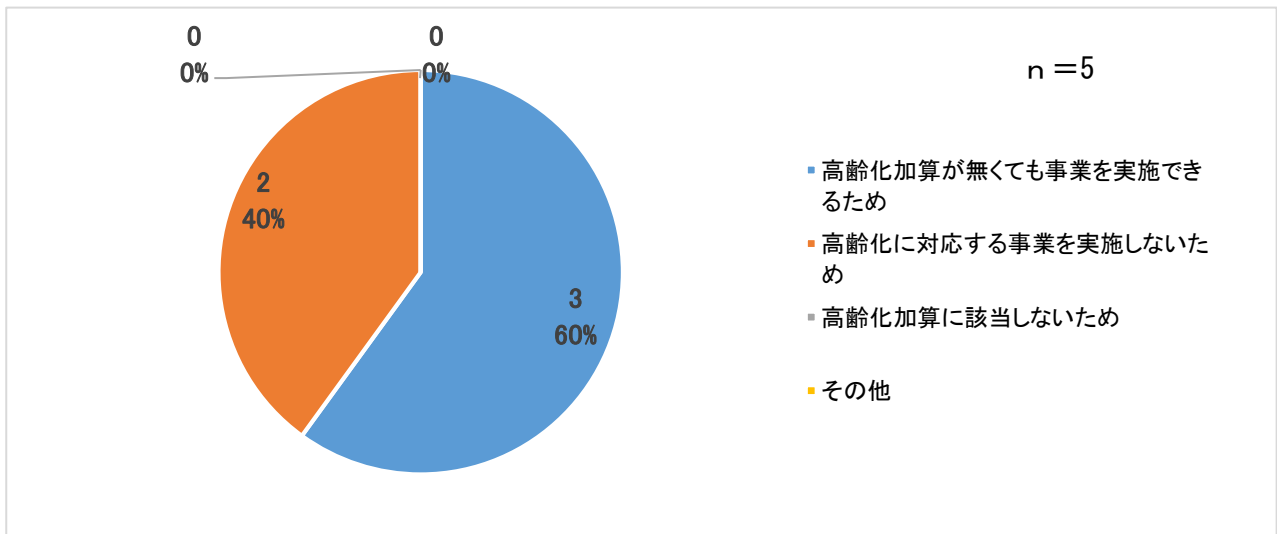
問7. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)



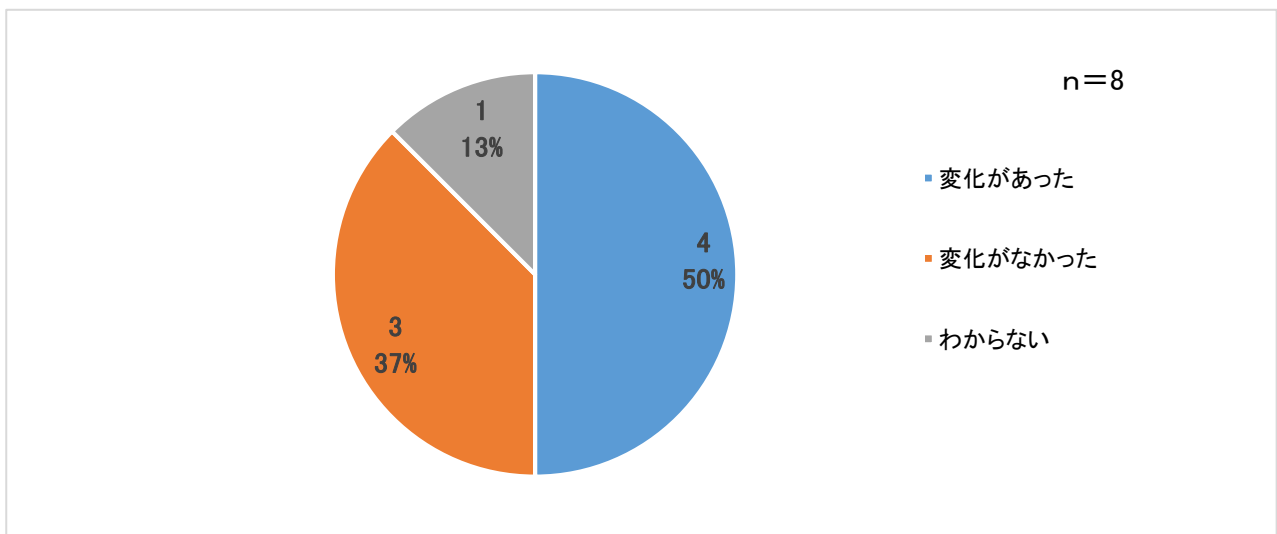
【三隅】

- ・高齢者、高齢化に対応するためではなく、全体で活動できるため。（要は交付金が増えるから）

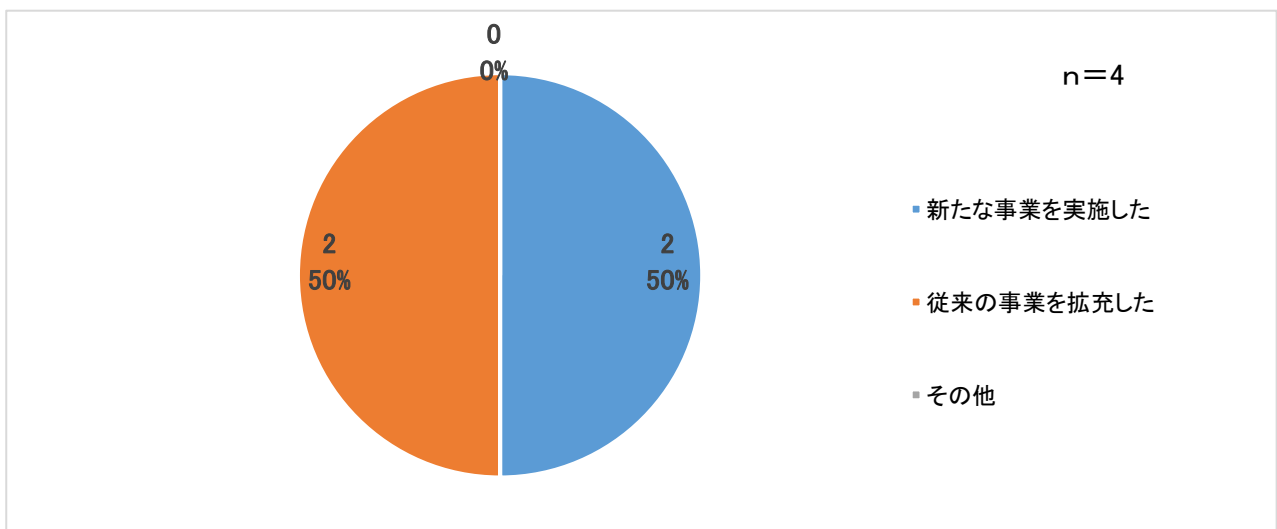
問8. 必要だと思わない理由を教えてください。（〇は1つ）



問9. 年少人口加算を新設した（活動費が増えた）ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。（〇は1つ） ※問9は、年少人口加算に該当する団体のみ回答



問10. どのような変化があったかを教えてください。（〇は1つ）

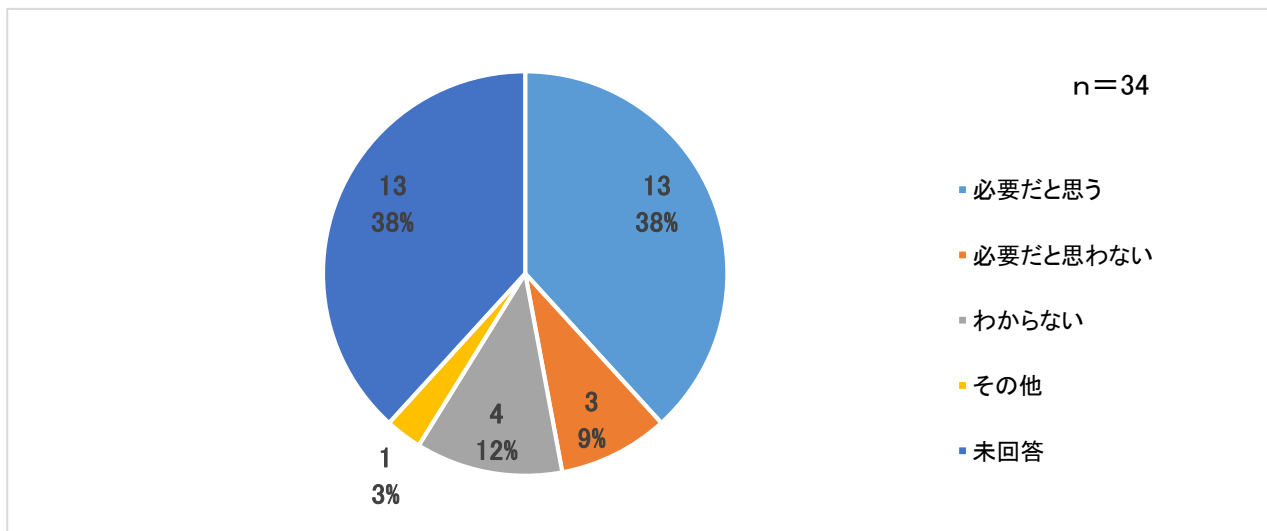


〈その他の意見〉

【浜田】

- ・コロナ感染防止で特に子供達中心の事業をした。リンゴ狩りやいちご狩りなど外に積極的に出て、またコミュニケーションが作れる状況ができたと思う。

問1 1. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(〇は1つ)

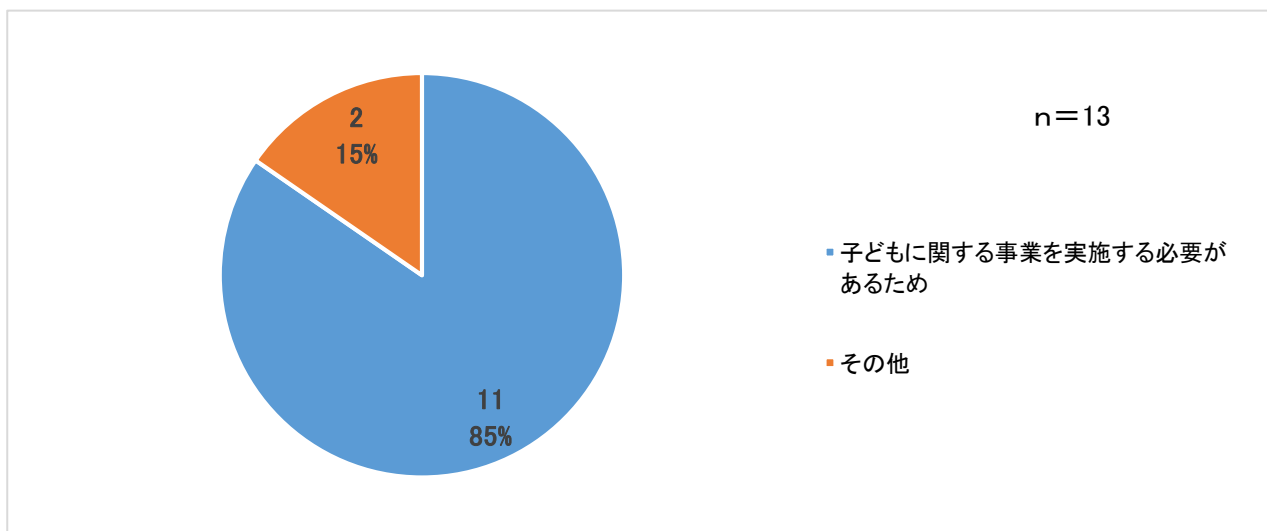


〈その他の意見〉

【浜田】

- ・以前からの活動に変化はないため、特に必要性を感じない。

問1 2. 必要だと思う理由を教えてください。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

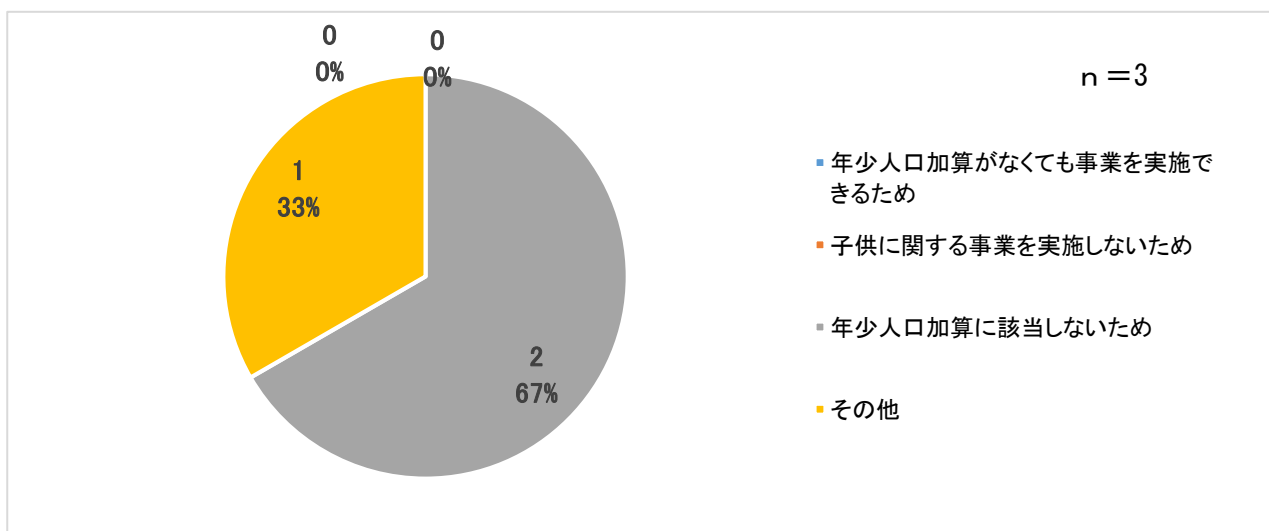
【浜田】

- ・子供とともに子育てをしている親への支援に必要。

【金城】

- ・加算された金額は子どもに関する事業のみ充当可能なのか。

問13. 必要だと思わない理由を教えてください。(〇は1つ)



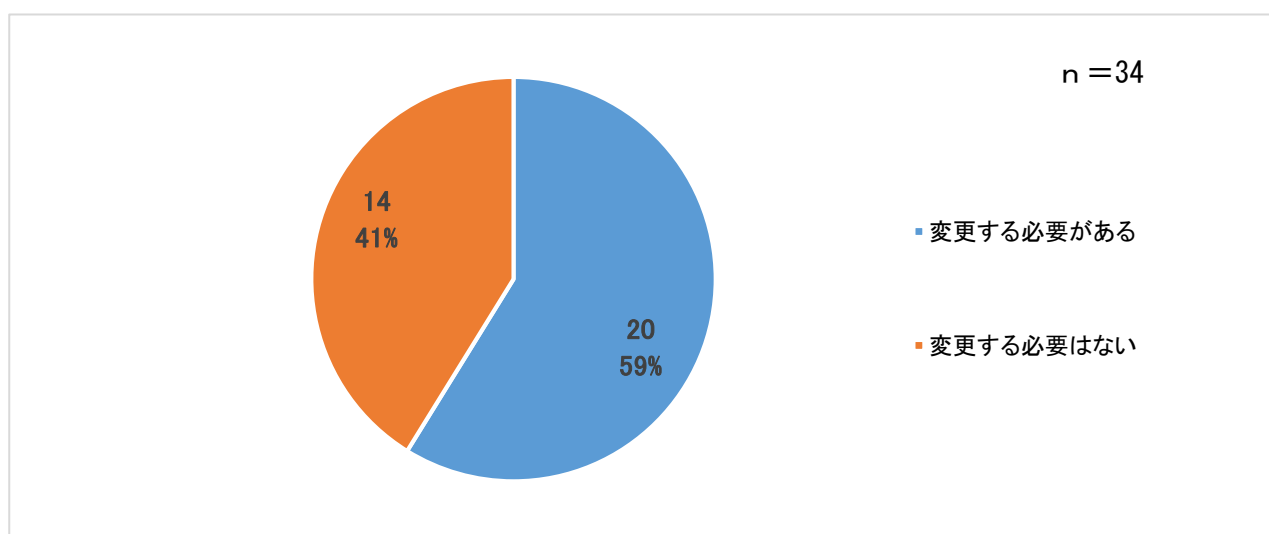
〈その他の意見〉

【浜田】

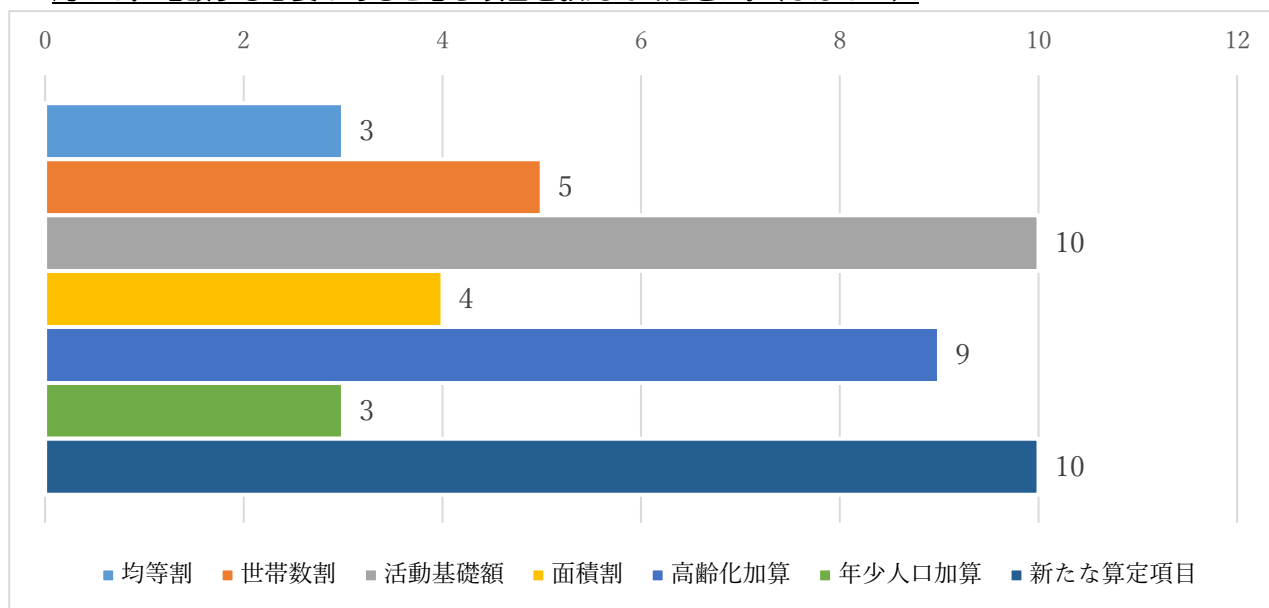
- ・そもそも活動しようと動く人材がない。

④ 交付金の算定項目について

問14. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更（単価の見直しや算定項目の追加及び削除等）する必要があると思いますか。(〇は1つ)



問15. 増額する必要があると思う項目を教えてください。(〇は3つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・活動内容に応じた増額は必要。(地域単位ではない目的に応じた活動を強化するため)
- ・高齢化・年少人口加算などもいいが限定してしまうと活動が狭まるので、もっと自由に使用できる部分があると良い。

【金城】

- ・都市部と過疎地の状況を考慮した加算金の追加。(人口減少・高齢化に伴い住民の負担増になっている・町内での草刈り作業など)
- ・算定項目：事業実施加算 【理由】事業実施(10万円以上)を行う上で、総合交付金(現状)では限界がある。
- ・後継者づくりのための取組強化。

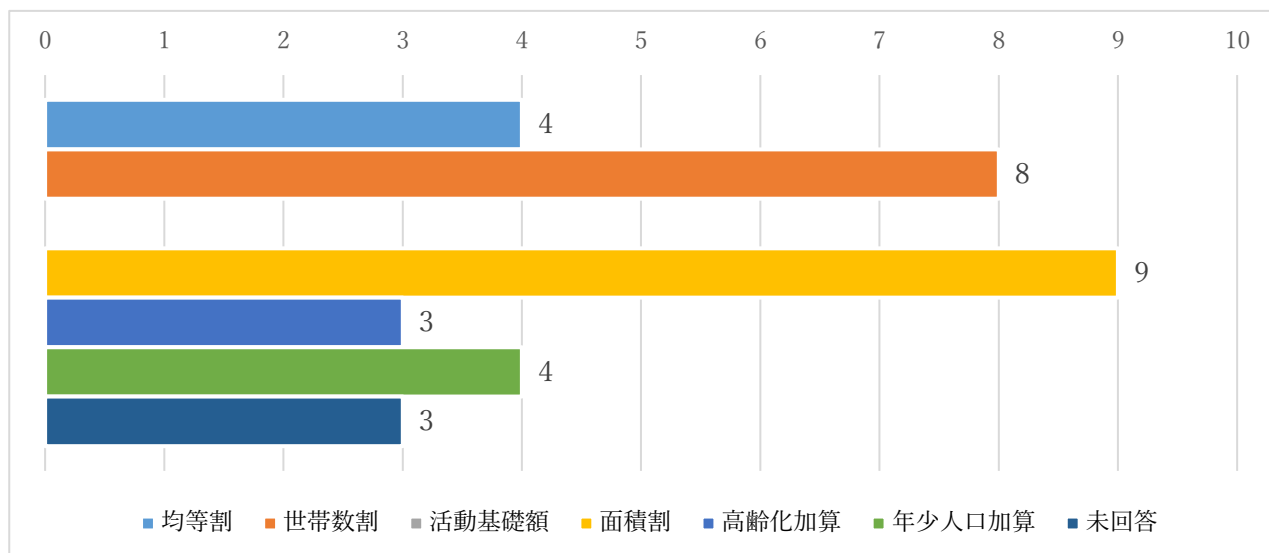
【旭】

- ・まちづくり推進委員会が設立されていない地区への減額補正項目。
- ・算定項目：山間部においての寒冷地補助 【理由】年々、増加するであろう高齢者、独居者の家回り、除雪、地域有償ボランティアの構想実現。

【三隅】

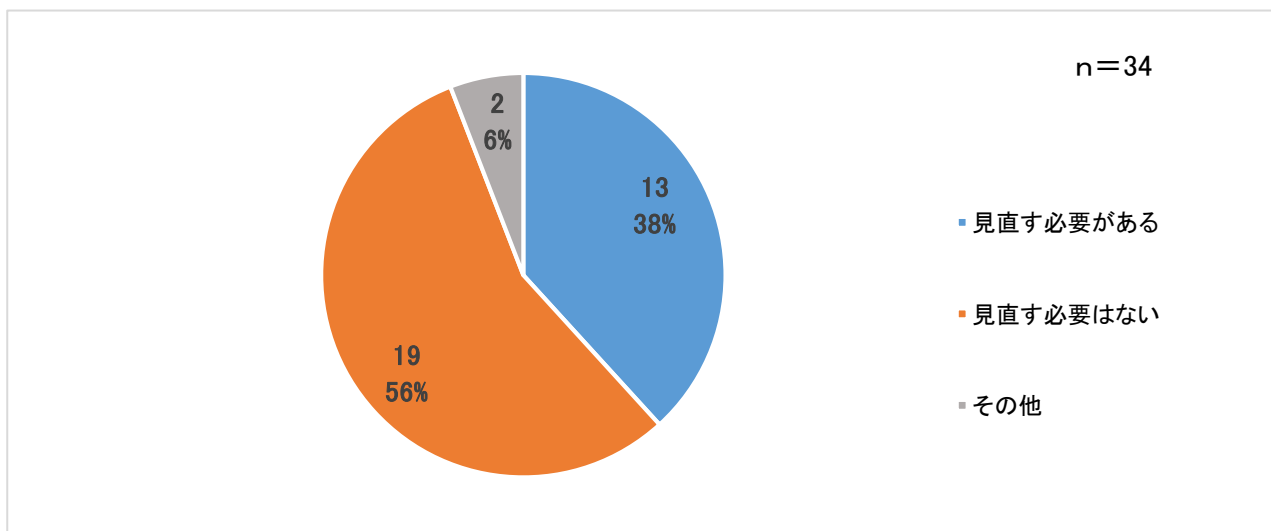
- ・均等割は廃止、面積割、世帯数割は見直した方が良い 人口割を設定したほうが良い。
- ・算定項目：活動数 【理由】それなりに経費がかかる。

問16. 問15の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(〇は3つ)



⑤ 対象経費における上限額の設定について

問17. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・税別の対応をしていただきたい。
- ・今のところ議論していない。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- ・制限を設ける理由が特に見当たらない。
- ・20万円では買えない物がある。
- ・一律ではなく、まちづくり委員会の規模により上限額を設定してはどうか。
- ・必要な備品を購入する際、上限が決まっていると購入できない。
- ・地域課題に向き合えるように。

【金城】

- ・まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。

【旭】

- ・高額な備品購入の可能性もあり、単価 20 万円以上は、所管課・財政課協議により決定されたい。
- ・現行の 20 万円上限では品目により不足金の発生が選定の障壁となる場合が懸念される。利用目的の精査による上限幅に余裕を求めたい。
- ・20 万円以上の備品を購入する場合に限度額を上げてほしい。

【三隅】

- ・物価の上昇に対応した金額にしてほしい。業務に必要な物品の価格が上昇しているため。物価の高騰。

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- ・何でもかんでも公費に頼るのは如何と思う。
- ・交付金の対象額として、妥当な金額だと思うから。
- ・偏った交付金の使用をしたくないから。

【金城】

- ・現状でいいと思います。
- ・交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。

【旭】

- ・適正に審査され購入されているから。

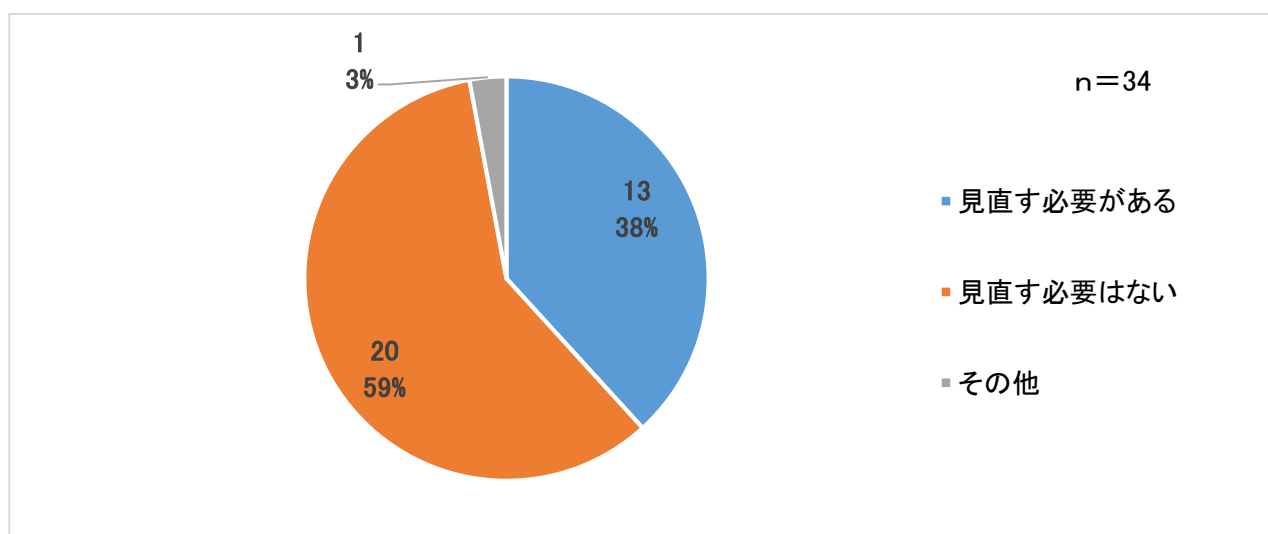
【弥栄】

- ・本庁担当課と協議をすることが出来るので解決策は見つかる。

【三隅】

- ・今のところ、現在の上限金額で困るような支出はない。場合によっては交付金以外の他の補助金等で賄うこともできる。
- ・今のままで問題がない。
- ・敢えて減額をあげる必要はない為。

問18. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

【浜田】

- ・税別の対応をしていただきたい。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- 一律ではなく、まちづくり委員会の規模により上限額を設定してはどうか。
- 工事を伴う必要なものを購入する際、上限が決まっていると購入できない。
- 地域によってはソフト事業よりハードを優先させたい町もあるから。
- 工事は必ずしも多額の工事ばかりではないので、10万・20万でも見積書等を添付して実行できるようにした方がよいのでは。

【金城】

- まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。

【旭】

- 高額な工事の可能性もあり、工事費60万円以上は、所管課・財政課協議により決定されたい。
- 工種において構造物材料費に差があるため単年度施行に支障が発生又は実施が困難となる場合が生じる。
- 60万円以上の工事等を行う場合に限度額を上げてほしい。

【三隅】

- 今年度、課題解決を活用して仮設トイレを設置したが、この上限額により製品のグレードを下げざるを得なかった。
- 今後も仮設倉庫の設置などを考えているため、上限額の引き上げを希望したい。
- 物価高騰

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- 何でもかんでも公費に頼るのは如何と思う。
- 交付金の対象額として、妥当な金額だと思うから。
- 各町内毎に負担して実施する。
- 偏った交付金の使用をしたくないから
- 物価高騰

【金城】

- 現状でいいと思います。
- 交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。

【旭】

- 今後は、予期せぬ工事が増えていく可能性があるから。

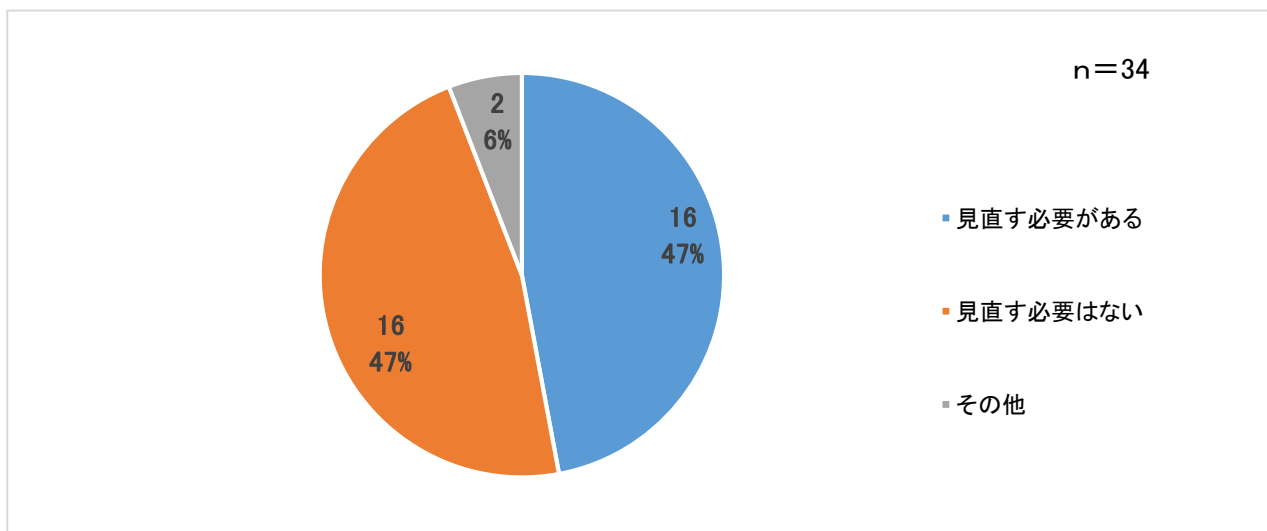
【弥栄】

- 本庁担当課と協議をすることが出来るので解決策は見つかる。

【三隅】

- 今のままで問題がない。
- 対象がない為解らない。
- 工事等の計画がないため。

問19. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

その他

【浜田】

- ・ 税別の対応をしていただきたい。

【旭】

- ・ 敬老会弁当などを考慮すると、高額対応できるよう見直し願います。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

【浜田】

- ・ 物価高騰により、参加者1人当たり1,000円では足りないため、見直しをして欲しいから。
※1,500円くらい
- ・ 1,000円では自己負担が要。(増える)

【金城】

- ・ 現在の食材費等の高騰や内容を考慮。
- ・ まちづくりに用途を制限する考えが理屈に合わない。

【旭】

- ・ 超過分の個人負担を認め、1000円までは交付対象とする。
- ・ 1,000円以上の食糧費を支出する場合に限度額を上げてほしい。

【三隅】

- ・ 税別で1,000円にしてほしい。
- ・ 物価上昇の折、設定した当時と2割程度変化しており、実質の食糧品質が低下していたため。通常は低品質でも構わないが、敬老会等では見直した額で提供したい。
- ・ 独居の高齢者が増えており、“食事を一緒に楽しむ”必要性を感じており、内容を充実させるためにも上限額を増額してほしい。

〈見直す必要がない〉

【浜田】

- ・ 不明瞭にないりやすい費目であり、後ろ指をさされないよう節度を持った活動をして行く必要がある。
- ・ 多いに越したことは無いが、この金額なら妥当だと思うから。

- ・一人当たりの飲食費の上限は現在の額が妥当だと思う。現状が妥当な目安となる金額だと思うから。
- ・負担上限を超過した場合は、各町内毎に負担する。
- ・飲食費を増しても、一部の役員の酒代となることが・・・

【金城】

- ・現状でいいと思います。
- ・交付金については各地域に公平性を保つためには、ある程度の上限額の設定は必要。

【旭】

- ・適正に審査され、必要量の購入がなされているから。
- ・個人に資する部分において概ね妥当であろうと思う。

【弥栄】

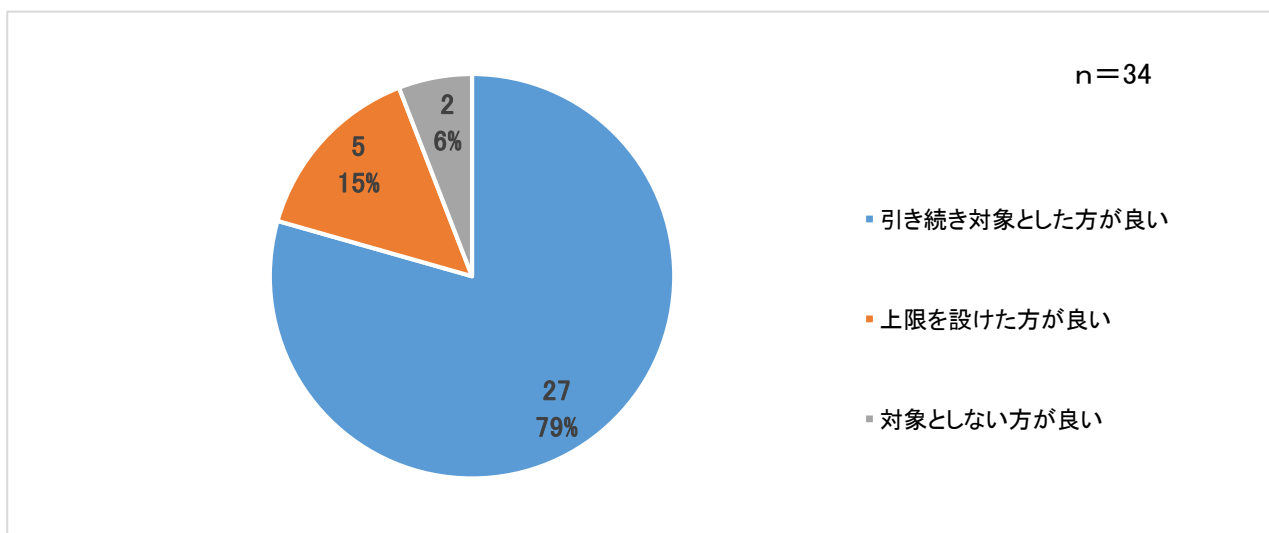
- ・但し各事業につき参加者 1 人あたりの文言はどうか？上限が必要と思う。

【三隅】

- ・物価高騰により単価も上がってきているが、現状では問題があると感じてはいない。
- ・現状の金額で対応可能なため。
- ・参加者が負担する。

⑥ 支出項目について

問20. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・報酬なしでは役員の後継者さがしに苦労する。
- ・年々役員の負担が多くなり、ボランティア的な要素だけでは済まなくなって来ている。活動を活性化させるためには、有償な役員の支出があっても良いと思う。
- ・交付金以外から捻出が難しい。
- ・常識的な範囲での報酬は必要と思う。時間を割いているので。
- ・経費に幅広く対応するためにも、上限は組織の裁量。

【金城】

- 役員の皆さんも仕事や家事をしながら、地域の為に活動を行っているので役員報酬は交付金からの支出で良いのではないのでしょうか。
- 役員の活動への対価として必要。

【旭】

- 全くのボランティアというわけにはいかず、必要な人数を確保するためには財源が必要だから。
- ボランティア精神によるのが美しいが、そもそも役員をする人(特に若い世代)が少ないため。
- 当然のことと思う。

【三隅】

- 地域課題解決にアプローチする団体という特性上、ただやりたい人がやりたいことをやるだけではなく、時には多少の無理や負担をお願いして、関わる方個々の時間や労力を割いていただく必要がある。金額は各団体で決めればよいことではあるが、交付金から全く出せないとなるのは厳しいのではないかと思う。
- 規約に載せて了解を得ていれば問題ないと思う。
- 役員はそれなりの役割を担っており対象で可。
- 昨年度から役員報酬を新設した。
- 時世に見合った支出 例 燃料費、機器類の修繕等。
- 役員になるといろいろ経費がかかる。無報酬では役員になる人がいなくなる。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- 確かに役員報酬は必要であるが、交付金を殆ど報酬に充当している所もあると聞くと、もっと活動費用に使用するべきだと思うから。
- 交付金の何割までを報酬として使用可能のように上限を設けた方が良い。
- 役員を引き受ける方が少なくなっているので役員報酬は必要だが、上限は必要と思う。
- ある程度の上限設定は必要と思う（余った交付金を現状では役員報酬に振り向けられるから）
- 常識の範囲内でならいいと思う。（例：年 1-2 万円程度）

〈対象としない方が良い〉

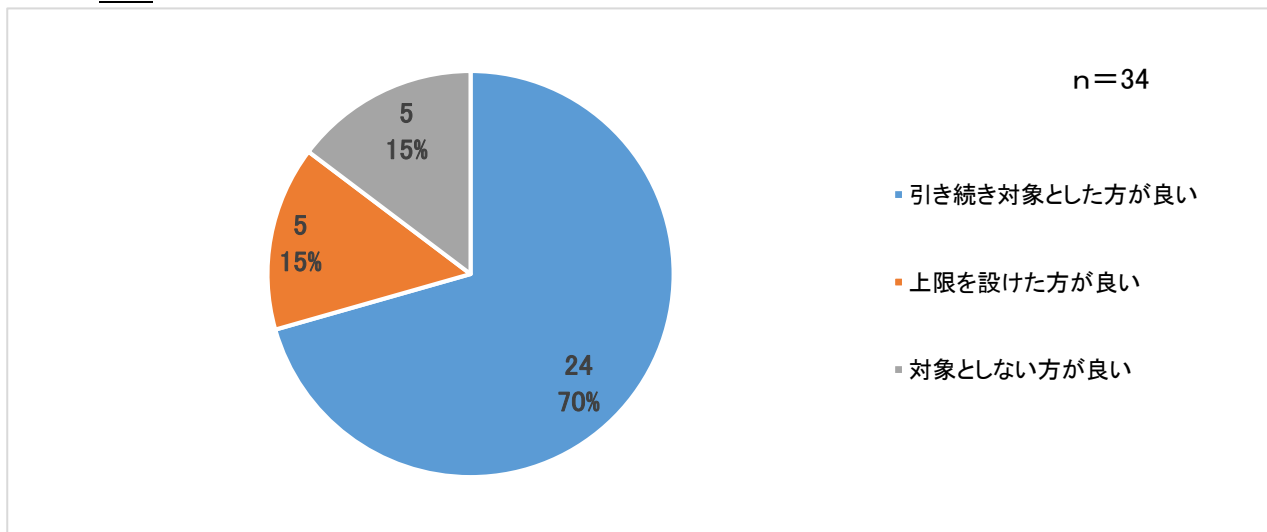
【浜田】

- 現在対象としていない。必要ない。

【弥栄】

- 推進員の実動に対する賃金は様々な活動を長く続ける為には必要と考えるが役員報酬までは必要ない。

問21. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・ 事業、イベントの景品として利用しやすい。
- ・ 現金での配布ができないので、敬老会等の記念品や祝賀会の弁当代相当の商品券等に使用するのはいいと思うから。
- ・ 以前のように会合を開くことが難しいこの頃だから、よけいに不要なものをプレゼントするより、自分のために有意義な使い方をして欲しいので、商品券や図書券の活用は良いと思う。
- ・ 当委員会でも該当する。児童生徒や高齢者に理由があって配布しているが、他に代わるものが無い。
- ・ 敬老会等で会場に来れない高齢者がおられる為、商品券等が必要。
- ・ 支給目的と支給先が明確で、且つ常識的な金額においては対象として欲しい。
- ・ ニーズに沿った活用方法として。
- ・ 支払う項目や対象によって商品券や図書カードを使用する方が、お金をもらうより渡しやすいし、受け取りやすいのではないかな。

【金城】

- ・ 波佐では地域の商店で使うので地域でお金が回るのいいと思う。

【旭】

- ・ ただし、活用方法はイベント等の賞品に限る。
- ・ 金銭で賄うべきでない誠心性を伴う場合の敬意を表す場合等必要。
- ・ 御礼等に使う時に使い勝手がいい。

【三隅】

- ・ 賞品などで利用出来るので問題ないと思う。
- ・ 食糧費の代わりにすることもあるため。
- ・ 交流事業では食料品や雑貨を参加賞としていたが、公平性の観点から商品券に変更した。
- ・ 必要性を感じる。
- ・ 謝金の場合、現金より商品券や図書カード良い場合がある。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- ・高額にならないように上限があった方が良い。
- ・ある程度の制限は必要と思うから（余った交付金を現状では役員報酬に振り向けられるから）

【金城】

- ・賞品として商品券や図書カードを購入・使用の観点からは交付金の対象で問題ないと思います。市側も他の地域と見比べ高額の商品券等を購入している場合があれば上限を設定してもいいのではないでしょうか？（行事内容・参加者数・賞品総額などの要確認）

【旭】

- ・歯止めが必要だと思うから。

〈対象としない方が良い〉

【浜田】

- ・当地区ではそのような支出をしたことはないし、会計が不明瞭なものになるのではないのでしょうか。
- ・ばらまきはまちづくりとは言えないから。

【金城】

- ・まちづくりの趣旨とは違うと思う。

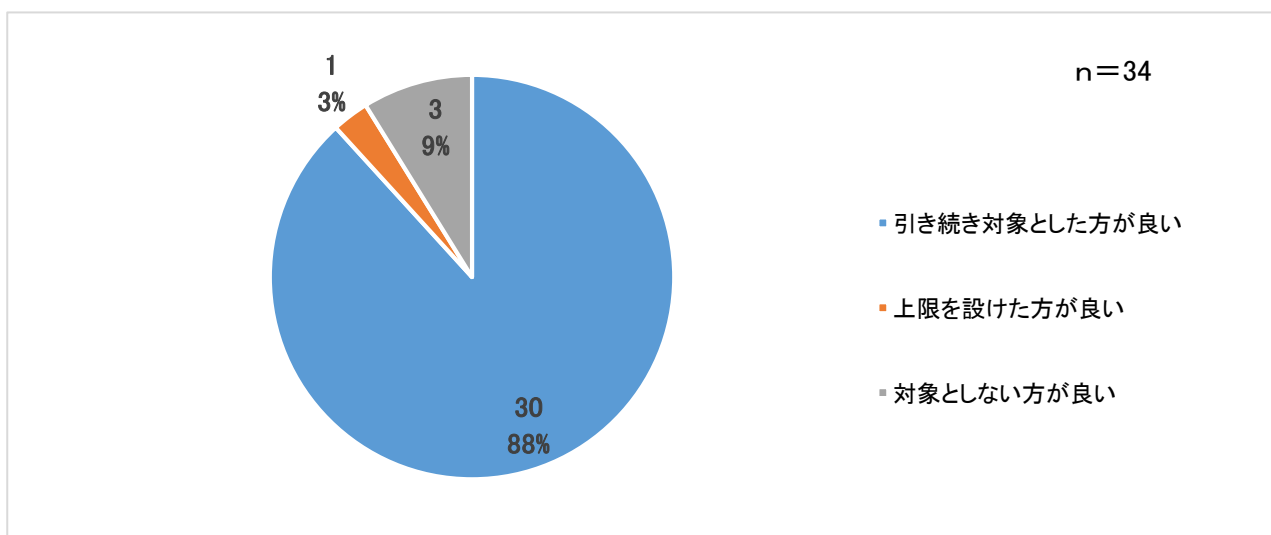
【弥栄】

- ・弥栄のみらい創造会議では当組織内で活動する子供まちづくり委員会の委員には賃金のかわりに図書カードを少額ながら配っているが必要経費としての意味が分からない。

【三隅】

- ・地域課題解決に直接あるいは間接的にでも結びつくような使い方であれば許容できるが、相当な理由でないとただのバラマキではないかと思う。わかりやすく換金可能なものは適当でないと考えます。

問22. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・防犯灯は地域維持の基礎であり、必需品であるから。
- ・町内には多数の防犯灯が設置されている。電気代も高騰しているのに、みんなが使用していることに交付金を充てることは良いと思うから。

- ・今後もこの電気代は、対象として欲しい。
- ・諸物価高騰は電気料金も同じ、会費の値上げもままならない。
- ・防犯灯の電気代を交付金で補助する事で防犯灯の設置箇所が増え防犯活動の一貫になる。
- ・世帯が減少するなか、自治会の会費だけで維持するのが難しくなる。
- ・非常に公共性が高いので、対象とするべきだと考える。
- ・地域全体の利益に繋がっているから
- ・町内に防犯灯が多いから。

【金城】

- ・このままでよいと思います。

【旭】

- ・今後、空き家も増え、防犯上、新たな申請が行われる可能性が高いから。
- ・地元負担の軽減により、自主財源の使途の幅が拡大されるため。
- ・地域の防犯上、人家の無い場所等の設置にも積極的に考慮したい。
- ・高齢化地域には、資金不足を補うため対象とした方が良い。

【三隅】

- ・防犯灯が地域管理である以上は交付金から捻出するのは妥当と考える。
- ・問題ないと思う。
- ・市民の安全のために設置したものであり、充分対象となりうる。
- ・防犯灯や防犯カメラは地域活動の1つとして重要であり、地域の防犯対策に不可欠なため。
- ・必要性を感じる。

〈上限を設けた方が良い〉

【浜田】

- ・使用料金の0割、全額としたら人口の多い町はそうする。

〈対象としない方が良い〉

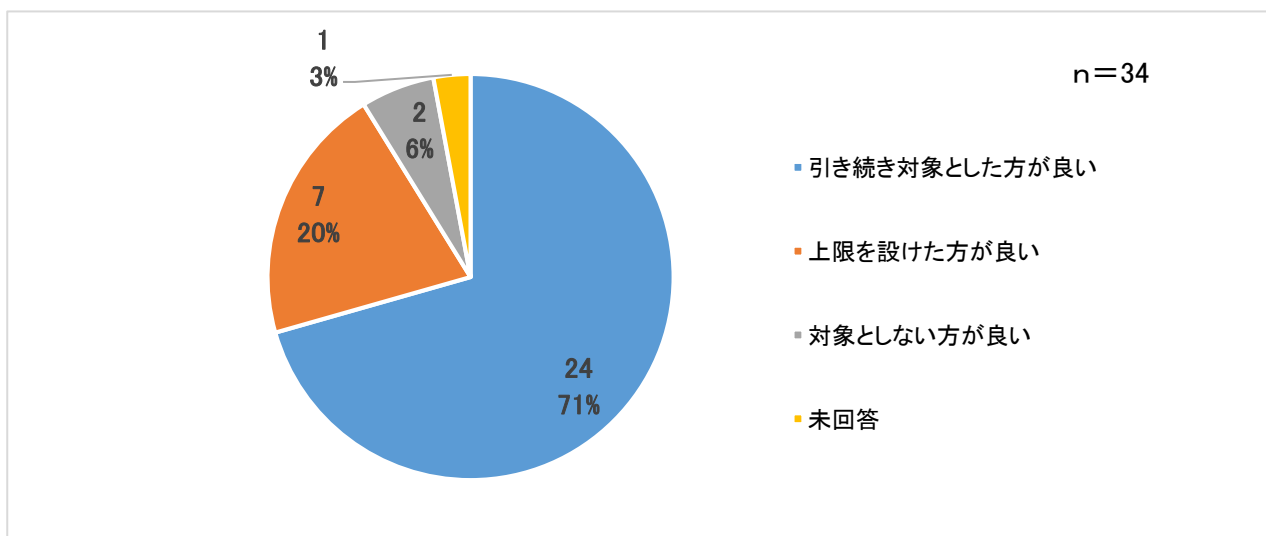
【金城】

- ・町内会、市で負担すべきでは。
- ・各自治会の自治会費で充当するのが普通と思います。

【弥栄】

- ・これは交付金の対象と考えにくい。波佐では来年考えを改める予定です。

問23. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は1つ）



回答した理由を記入してください。（自由記述）

〈引き続き対象とした方が良い〉

【浜田】

- ・高齢化しており住民だけでは活動が困難な町内もあるため、活動人員不足を委託で補うのに必要。（環境活動や、イベントなど）
- ・当地区で委託をしたことはありませんが、高齢化の進んだ地区ではそういった事も必要と思われる。
- ・地域住民の高齢化で草刈りや特殊作業が難しくなるため、業者への委託は必要になる。
- ・委託したことはないが、委員が事業遂行のために専門の作業や人夫作業において係る経費は、対象とすべきだと考える。

【旭】

- ・環境整備等、シルバー人材センターへの委託がますます増える可能性があるから。
- ・委託側と受託側(シルバー等)双方にメリットが発生するため。
- ・地域住民の作業協力も委託費の対象として扱えますか？
- ・地域的に広範囲を対処する場合は必要だと思う。
- ・高齢化地域で草刈りが負担になっているので続けて方がいい。

【三隅】

- ・地域管理である以上は交付金から捻出するのは妥当と考える
- ・高齢者が多い地区なので助かる。
- ・委員会では処理仕切れない事業があれば委託となることも考えられる。
- ・委託費（事業委託）を計上しているため今後も対象としてほしい。
- ・必要性を感じる。
- ・今は利用していないが高齢化が進み利用する可能性があるため。〈上限を設けた方が良い〉

【上限を設けた方が良い】

【浜田】

- ・各町内で高齢化が進んでいる。溝掃除やら草取り、蜂の駆除等、住民では難しいことも多々あり、専門業者に依頼することも増えている。
- ・委託費として交付金を対象としてもらい助かっている。

- ・こちらも上限は設けて、不足額は町内で負担したら良いと思う。
- ・高齢化でやむを得ないと思う。ただし自己負担は必要。

【金城】

- ・全てを頼るのは少し違うと思う。
- ・委託することによる地域住民の交流減少があると思われますので、委託過多にならない為にも上限を設定し抑制する様にしたらどうでしょう。
- ・委託の実績について市側も調査し、他の地域への公表も検討して頂きたい。

〈対象としない方が良い〉

【弥栄】

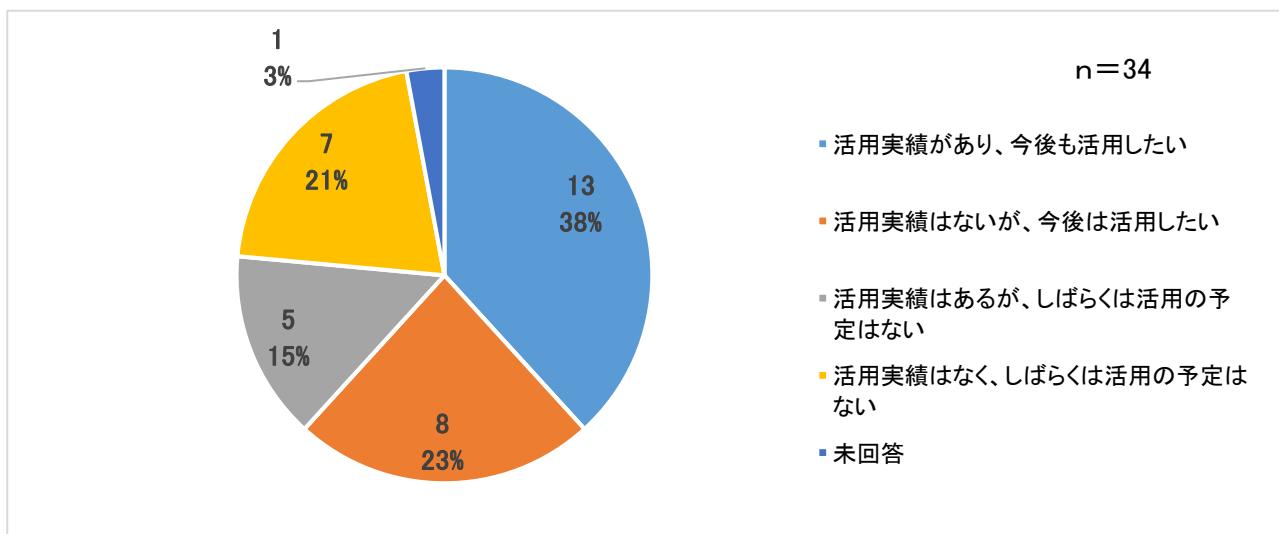
- ・地域住民で、自分達の地域を守って行くという意識が薄れると思う。

【浜田】

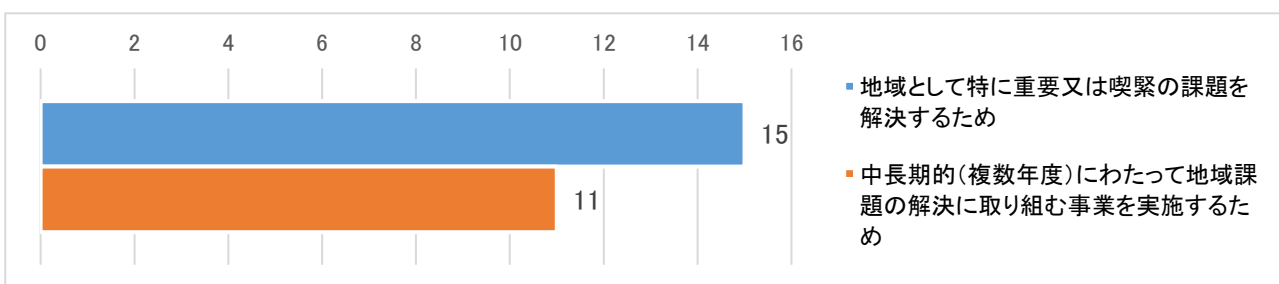
- ・社会福祉協議会が古くから続けている事業であり、委託というのは筋違いではないか？

⑦ 課題解決特別事業について

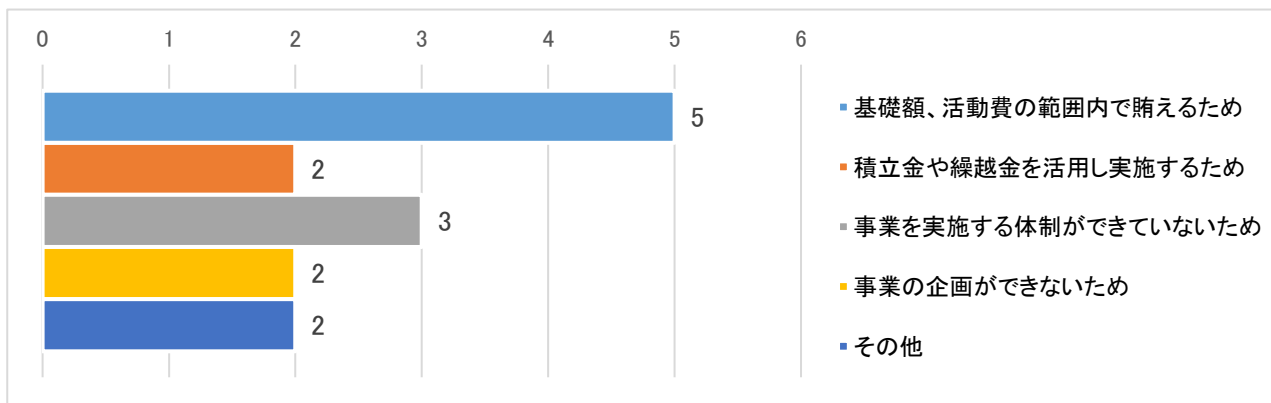
問24. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(〇は1つ)



問25. 課題解決特別事業を活用したい理由を教えてください。(複数回答可)



問26. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。(複数回答可)



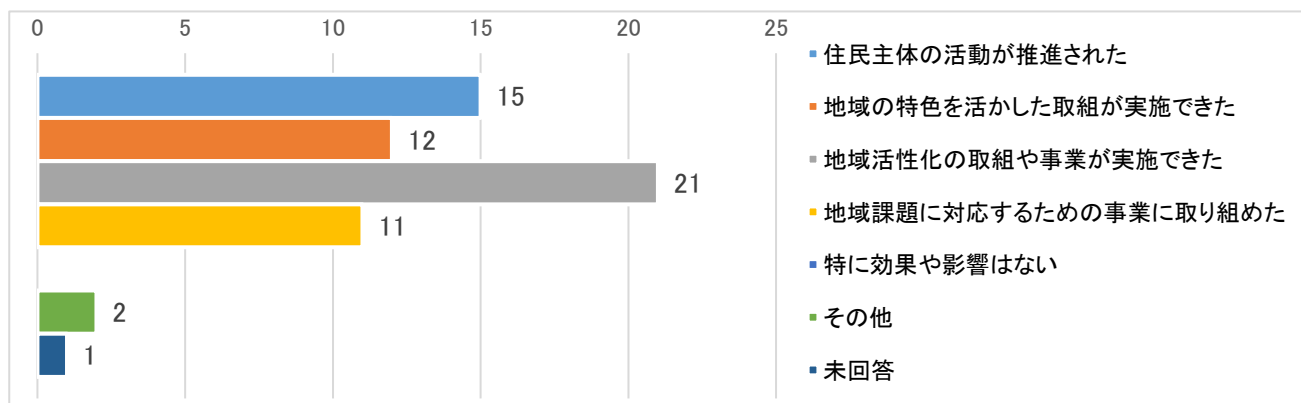
〈その他の意見〉

【浜田】

- ・課題が今のところ見当たらないため。

⑧ 交付金を活用した取組や成果について

問27. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(〇は2つまで可)



〈その他の意見〉

【金城】

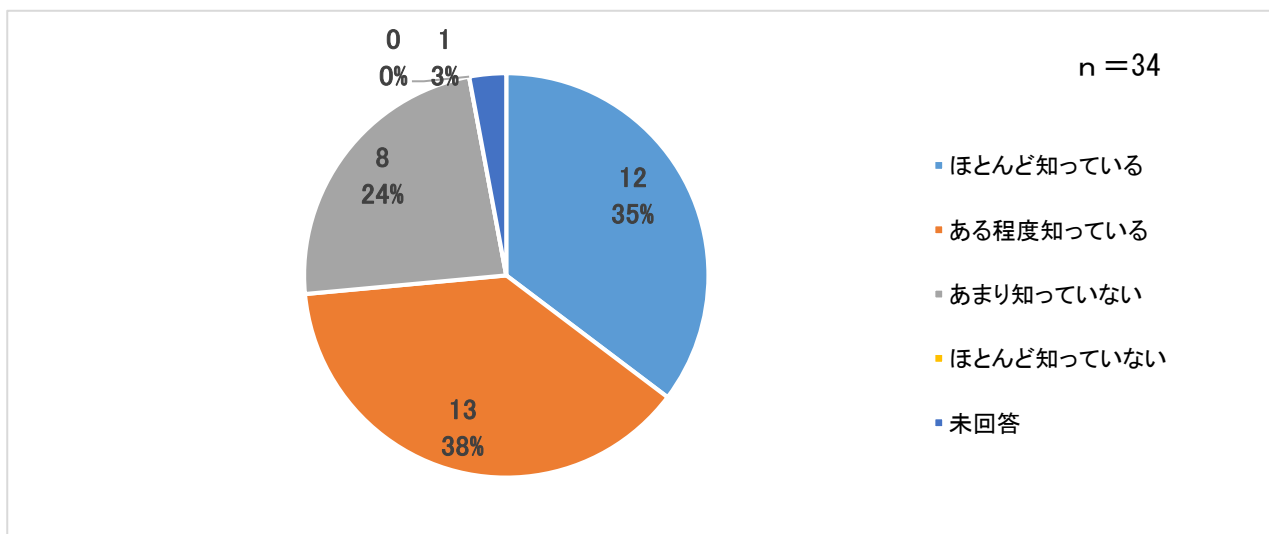
- ・振興会では地域課題に対応する協議に取り組めたとおもわれます。地域に関して将来を担ってもらう若い世代の地域行事への参加率が減少傾向にあり当地域の今後の課題となっております。

【旭】

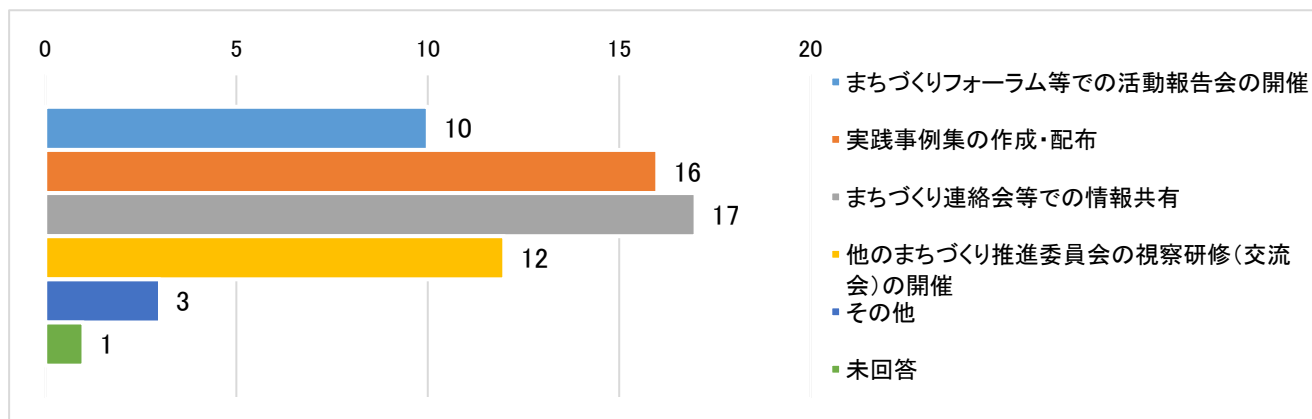
- ・取り組みを進めることで、徐々にまちづくり推進委員会への協力が得られてきた。(わずかだが住民の無関心・利己主義の蔓延からの変化)

問28. 貴団体のまちづくりの取り組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。

(〇は1つ)



問29. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思えますか。(〇は2つまで可)



〈その他の意見〉

【金城】

- ・市の直接的な関与

【弥栄】

- ・まちづくりコーディネーターの大事な業務ではないですか？まちづくりコーディネーターは常勤のはずですが多くの時間何をされているのはよく分かりません。また、まちづくり交付金を出している団体の事業報告の公開もしてみたら？

【三隅】

- ・SNS での発信

⑨ その他

問30. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

【浜田】

- 自由度が高く利用しやすい。地域にとってありがたいです。
- 活動報告の提出書類を簡素化してほしい。
- 浜田市の人口減少の状況から考えても世帯数の見直しが必要ではないか。
- 地域住民が年々減少するに伴い交付金が減少しているので、運営が困難になるように思える。したがって、今後交付金額の見直しが必要になって来ると思います。
- 自治会の役員とまちづくり推進委員会の役員を兼ねる方が多く、負担増になっている。そのため、役員の成り手がおらず、役員の交代や事業の継続ができなくなる。
- 少子高齢化に伴い、町内の現役世代が減少し、また世帯数も減少してきている中、交付金を頂くことに、感謝しています。お陰で、活動の拡大も視野に入れての、まちの活性化が図れます。
- 現状では自分のいる地域において交付金を全て使い切れる事業はできない。他のまちづくり委員会の事業においても交付金を使うために事業を行っているように思える場合もあり、本末転倒のように感じる。本当に必要な部署や団体に使って欲しい。交付金制度のおかげで町内会費が溜まる一方であるが、かと言っていつ交付金制度が無くなるかもわからず、町内会費の値下げもできないといったところが現状である。
- 地域単位は難しくなっている。(地域活動において) やりたい活動や目的を持った団体個人に対する活動を伸ばしていくことに予算を使っていくことを考えていく必要があると思う。地域という枠組みでは、これからを荷っていく世代は関わってこない。地域から地域資源を生かした活動、地域から人との関わりへと変わっていくように交付金制度を見直せばいいのにと考えています。※今の制度は悪くはないと思いますが、地域単位にすると、一部(特に山側の人々)の人々の考え方に偏りがちに見えてしまいますので。
- 私たちのまちづくり推進委員会は、会長が事務局を兼力していて様々な交付報告書・決算書等を会計さんをお願いしたりしている。コロナの影響もあるが、市への事務、会計報告等が毎年期限に間に合わない状況です。何とか担当の方に迷惑をかけないようにと思いますが、私共の会員や地域から適任を探し出すことが難しいところです。まちづくりセンターが貸室業務だけでなく、それぞれのまちづくり委員会の難しい業務やセンターとしての各まちづくり委員会へのアドバイスまたコピー等、もっとセンターが各まちづくり委員会のフォローできるような体制を作ってもらいたいのではないかと思います。皆さんしっかり頑張っています。もう少し期限に間に合うように、努力します。人のせいにははいけないと思っています。
- なかなか事務業務のできる者がいなくて、後回しになり、すみません。

この交付金を活用させて頂いているおかげで、たくさんのイベントを実施してきました。今年度も計画しています。そして、備蓄品等の購入もできています。各町内会や各委員会等の活動がスムーズに行えています。予算・決算・報告と事務処理は大変ですが、交付金を使用させて頂いている以上、当たり前だと思っています。

また、各委員会も世代交代の時期が到来しています。いかに適任者を見つけ後継してもらおうかが大きな課題です。みんなが忙しい。でも誰かが動かないと町は動かせないし、協力もしてもらえない。

何が起きても自分のところは、みんなで協力し合い、助け合いのできる町であって欲しい。どうすればみんなが感心を持ってくれて、行動してくれるのか。まずは、近隣の方々とのコミュニケーションをとること。役員だけが活動するのではなく、同じ地域に住んでいても疎遠な人たちも巻き込んで一緒に「まちづくり」に取り組むこと。今、ひとりひとりが自分にできることから始める。気負わず、何かを一緒にやることからが必要だと思っています。

- ・殿町まちづくり委員会では、過去の年度で世帯数500を前後したが、活動基礎額の増減で（30万～50万）事業の見直しを迫られた。

【金城】

課題解決の交付金事業について

- ①上限金額を上げて頂きたい。新規事業や既存事業内で必要な備品の購入・倉庫等の増設などに充てる制度にして頂きたい。
 - ②積極的に課題解決の交付金申請を行っている地域（振興会）との格差が生じていると思いますので、年間の申請回数設定や過去の実績等を考慮して地域格差を減らしてもらいたい。（HP 以外でも各地域や振興会に申請実績の報告ももらいたい）
 - ③申請内容に合わせ柔軟な審議をお願いしたい。（購入商品が未確定でも申請可能にして頂ければ良い許可後に購入内容の報告は必須）
- ・まちづくり交付金については大変ありがたく、税金ですので支出については、非常に厳しくチェックしながら使用させていただいていますが、何分今のルール配分では活動するのに制限（事業の縮小、金額が不足のため）せざるを得ない状態です。今後、事業を多く展開している所には多く配分されることを願っています。

【旭】

- ・不公平感の払拭。何もしないところや、まちづくり推進委員会が設立されていないところと、まちづくり推進委員会として活動しているところには、差をつけるべき。
- ・交付金の増減額を考えるに当たり、交付金事業で何年も同じ内容で、変化のない惰性的な繰り返しであれば、前年度比で10%ずつの減額とする。（例えば、ほたる祭りなどで内容が昨年同様なら、減額の対象とする）
- ・地域コーディネーターとの連携でさらに有意義な活用が図れば良い。アドバイス求む

【弥栄】

- ・平成17年の合併以来、周辺の地域では前より良くなったことは一つもありません。まちづくり交付金の制度がある為に少なからず賑わい持続する活動が出来ているし、地域住民もこのままではいけないという思いも感じられるようになって来たと思います。引続き充実した制度にして続けていただきたいと思います。

【三隅】

- ・交付金の見直し提案
世帯割額 1500円⇒1000円 世帯には1人もいれば5人もいる。一人世帯が約4割となっていることと平均世帯人員が2人強であり一人当たりを500円程度として算出
面積割額 100円⇒50円 面積が広いからまちづくりにお金が掛かるわけではない。面積には山もあれば田畑又民地もある。広いところは山が大半で山にお金を出す必要はないと思われる
均等割額 町内当たり20000円は廃止し、人口割として一人500円で算出する。町内には5人もいれば数百人のところもあり不均衡。一人あたりを設定することで公平性が保たれる。以上の変更で全体で約3%の削減が見込まれる。
- ・色々な活動をする多くの経費がかかります。その為には多くの活動をしている所には多くの交付金がいくように傾斜配分をお願いします。

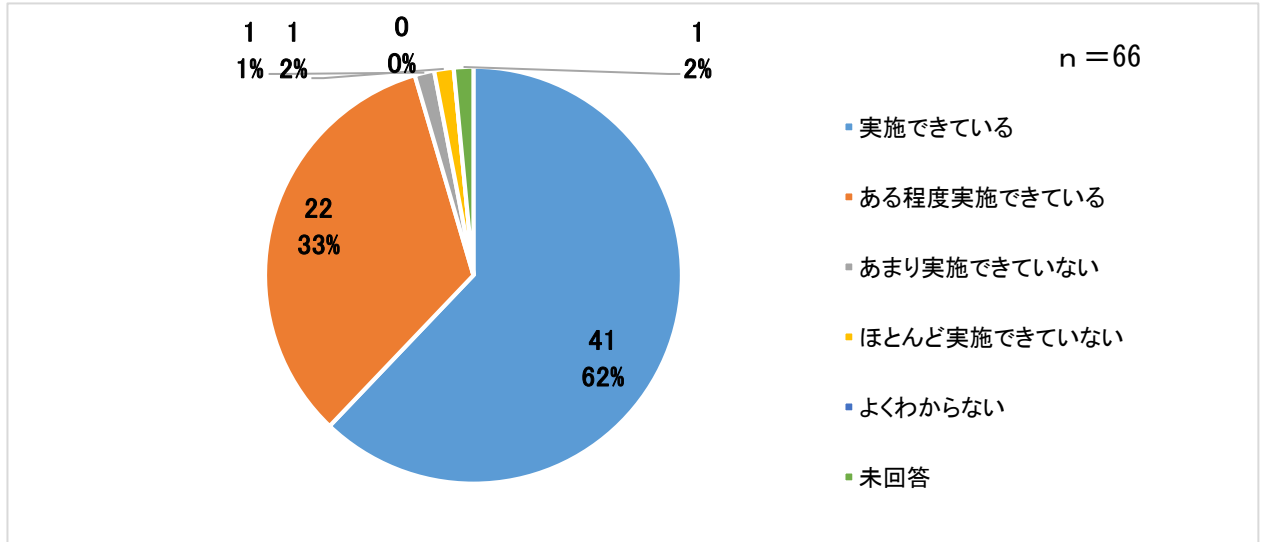
(2) 単独自治会

① 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

② 活動状況等について

問2. 令和5年度（今年度）は、予定していた活動を実施できていますか。（○は1つ）

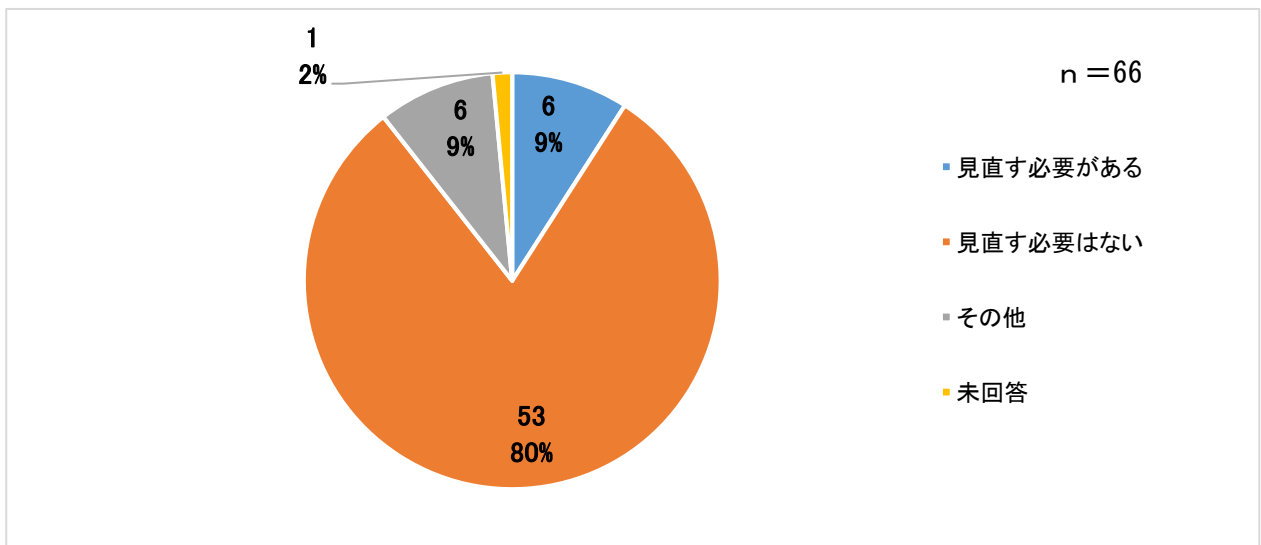


問3. 実施できていない理由は何ですか。（自由記述）

- ・新しい団地に移動して残り8世帯、コロナになった方も数件あり、集まりが出来なかった。
- ・今年度は高温のため、年2回例年実施する草刈りの作業が行われていません。またシルバーセンターから支援もなく町内20ヶ所行う予定の草刈りと不法ゴミの回収作業は、町内会長と清掃指導員だけで行っているのが現状です。再度シルバーセンターと再交渉中です。

③ 対象経費における上限額の設定について

問4. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。（○は1つ）



〈その他の意見〉

- ・よく分かりません。
- ・今のところはない。
- ・どちらともいえない。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

- 資材、物価高騰によりすべての行事に関する経費が3年前と比べ上昇している。ウクライナ情勢が影響されているとケーブルテレビで市長は言われているが、ガソリン以外一度値上げした物品が値下げすることは不可能である。是非、見直して欲しい。
- 備品などが古くて不良品のため。
- 20万円以上の備品の購入で、事前に市に相談、承認されたものであれば交付金を使えるようにしてもらいたい。
- 防災組織や防災に関する準備もある程度入られることで用途が変化すると思う。

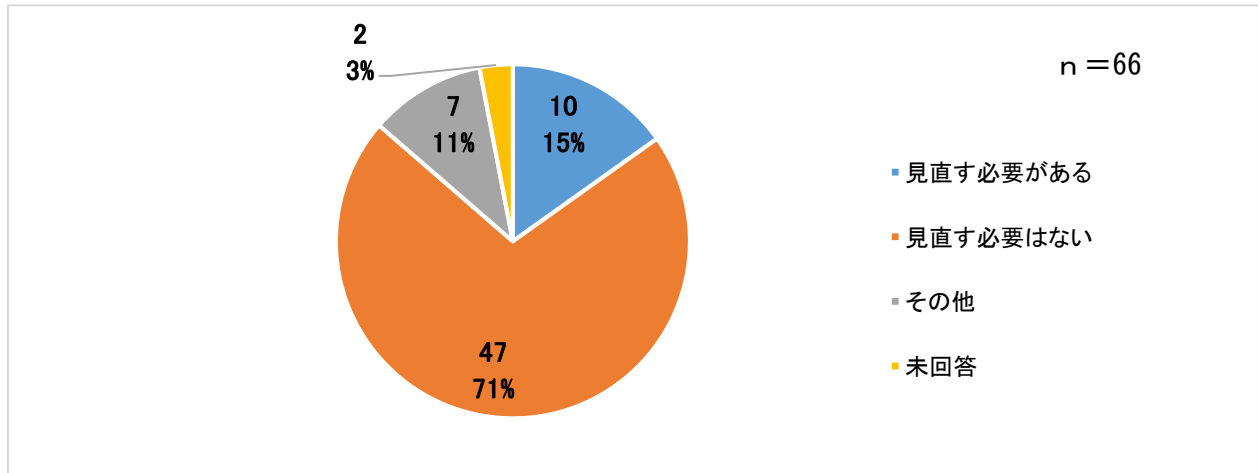
〈見直す必要がない〉

- 20万を越える備品は考えられない。「単価が20万円」は備品としては十分な金額だと思う。
- 自治会事業に見合った金額である。現状維持で良い。
- 町内に高額な備品はない。また、今後の町内活動を考えると高額備品は想定されない。
- 「まちづくり」に取り組むと必要かもしれないが、「8その他」で記載しているように取り組みは困難である。
- 現在の町内への交付額が上限額までないため。
- 範囲内でまかなえてる。
- 見直しをする必要はないでしょうが、自治会が大きな買い物をするときには別途、目的に応じた活動資金の補助制度があることを広く宣伝すれば良いと考えます。
- 本会の現実では現状で十分である。
- 上限どころか普通の活動費さえまならない。
- 来年6月に新しい団地に移動のため。
- 交付金額が少ないので他の項目で十分足りている。
- 上限を超える状況になったことがない。

〈その他〉

- 交付額が少ないので、どちらでも良い。
- 必要なことなかったため。
- 会長になって1年半、万単位の備品を購入する事項がなく判断できない。
- 自分がよく分かっていないから。

問5. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

- 工事が必要な場合は、不足の事態が起きた結果があるため、そういう場合は上限を越えてもいいのでは？
- よく分からない。どちらともいえない。

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

- 現在、トイレの改修を検討しており災害時にも対応できるものしたいと考えている。約150~200万近くかかり60万では限られた工事しかできない。
- 資材、物価高騰によりすべての行事に関する経費が3年前と比べ上昇している。ウクライナ情勢が影響されているとケーブルテレビで市長は言われているが、ガソリン以外一度値上げした物品が値下げすることは不可能である。是非、見直して欲しい。
- 物価高騰もあり、「60万円未満の工事費」は不十分。工事費としてはもう少し高額な上限設定をして欲しい。
- 道路が狭い所があり、車も多く通る時間もあるので広げてほしい。
- 事前に市に相談、承認されたものであれば60万越でも交付金を使えるようにしてほしい。
- 地区住民のための公共工事は見直す必要があると思う。

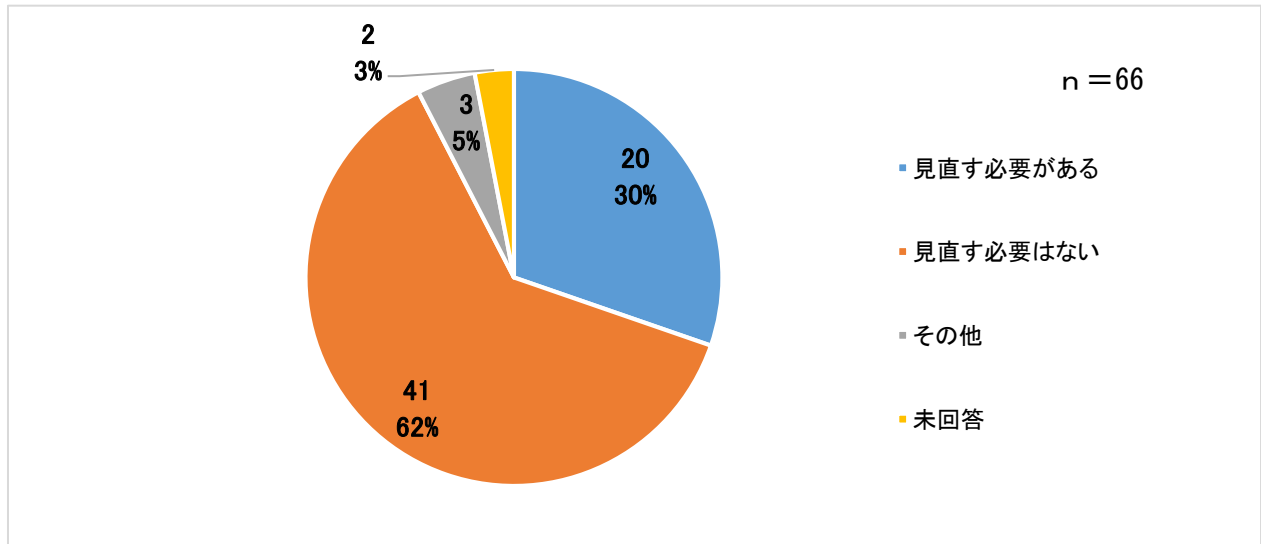
〈見直す必要がない〉

- 今後の町内活動を考えると高額工事費は想定されない。
- 集会所がないため老朽化の心配がないが、将来的には空き家を借りて会合するときには、一部工事をする場合が出るかもしれないから。
- 現在の町内への交付額が上限額までないため。
- すべての町内会が集会所を所有すればだが、現状では必要ない。当自治会では、工事等をする必要がない。該当する事案がない。
- 現状で十分であり、今のままで良い。

〈その他〉

- 交付額が少ないのでどちらでも良い。
- 必要なことがなかったため。
- 会長になって1年半、万単位の工事を実施する事項がなく判断できない。

問6. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(〇は1つ)



〈その他の意見〉

- ・わからない。
- ・どちらともいえない

回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈見直す必要がある〉

- ・無しでも良い。
- ・数年間物価高で食材は上がっているため、増額してほしい。税込み価格にしてほしい。(税込み 1200 円~1300 円、1,500 円、2,000 円)
- ・食糧費は近年高騰してきており、1,000 円以内のお弁当&お茶セットでは物足りないものになってしまいうため、1,500 円から 2,000 円でも良いと思う。また、少しでも良いものを出したほうが参加者を増やせるため。
- ・物価高により 1,000 円では足りなくなっている。今まで通りの弁当が購入できなくなっている。
- ・食品などの物価高騰により町内親睦会で必要な食事など 2020 年から比べると生鮮食品で10%以上、生鮮食品以外で6%以上値上げされている。しかも電機料金、ガソリン代など光熱費の高騰により全てが値上がりしている状況であり、食糧費の上限を是非見直していただきたい。
- ・親睦会の弁当に使用させてもらっているが、1,000 円の弁当では個人負担の割合が大きい。
- ・物価、消費税が上がり町内会の事業に支障をきたしています。

〈見直す必要はない〉

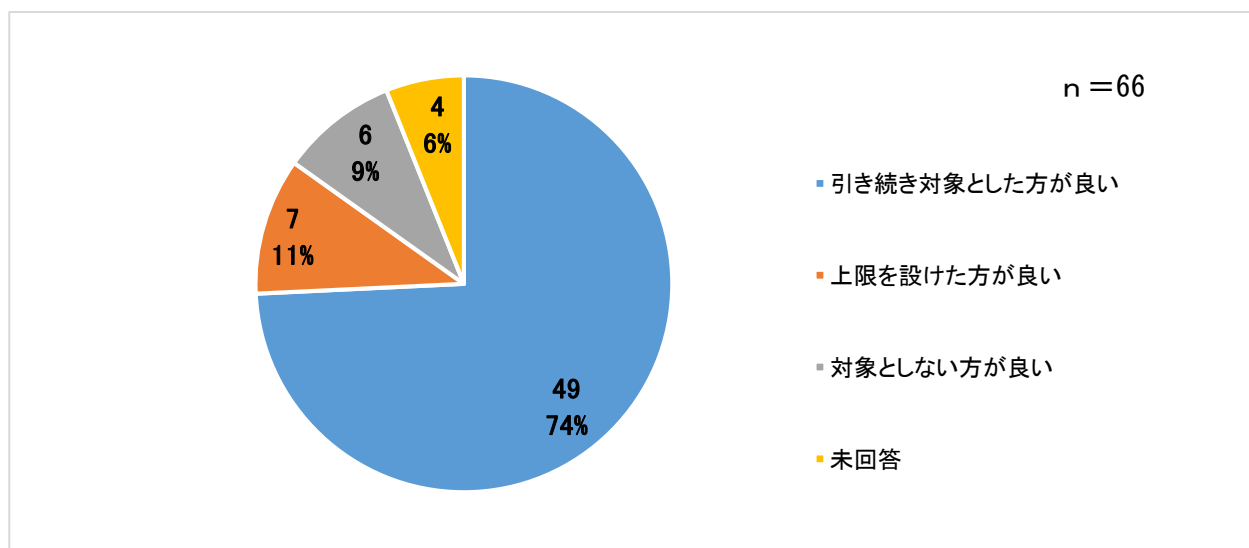
- ・税金であるので飲食費は適当と思う。
- ・現在のところ該当する事案がない。
- ・自治会の計画に見合っている。範囲内で賄えている。
- ・不足分くらいは町内会費から出せばよいので高額にしなくても良いと思う。
- ・常会では参加者が少ないため。

〈その他〉

- ・必要なことになったため。

④ 支出項目について

問7. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

- ・ 役員のみ手不足であり、せめて報酬は最低限必要と考えるから。
- ・ 毎年、同じ者が役員にならざるを得ない。せめて手当を支給して確保するしかない。
- ・ 交付金対象とならないと支給もままならない(町内会費の値上げなど必要となる)。
- ・ 町内の会員が高齢化し、後継者は他所にすんでいる。町内の役員のみ手が少ない。また、アパート・出店の会員が多く町内活動に参加する会員は限られている。
- ・ 町内会で役員報酬を求めている町内があるのであれば、対象として残しておいてよいと思う。
- ・ 町内会の判断(規約)に、委ねてよいと思います。
- ・ 地域活動に参加要請、貢献してもらっている。
- ・ 現行どおり使用したいため。
- ・ 役員報酬は必要であると感じるため。
- ・ 問う町内会の金額であればこれで良いと思う。
- ・ 小さな町内会とはいえ、会議出席、町内会に属さないアパートへの市報等の配布作業はかなりの負担。仕事をもちながら掛け持ちする会長が今後増えるのは必要なので必要と考える。
- ・ 会員数が減少するなか行事を開催しても参加者が減少。また、今だコロナ感染者が減少できていないなか交付金を使いたい。
- ・ 本職しながら町内の役員をする事は。
- ・ 全額、町内会計に入れており、それでも収支は若干赤字です。街路灯代が年間で5万近くかかり大きな負担となっている。
- ・ 『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。
- ・ 住民票を浜田市に移しても町内会入会の勧誘をおこなっても残念ながら入会されない方が最近多くなっている。町内会の役員をされる方も公私にわたり多忙の中、協力していただいており地域支援活動費も活用しているが町内会費だけでの町内の親睦事業、環境整備などの経費を賄うのは厳しい。引き続き対象とすべきと考えます。

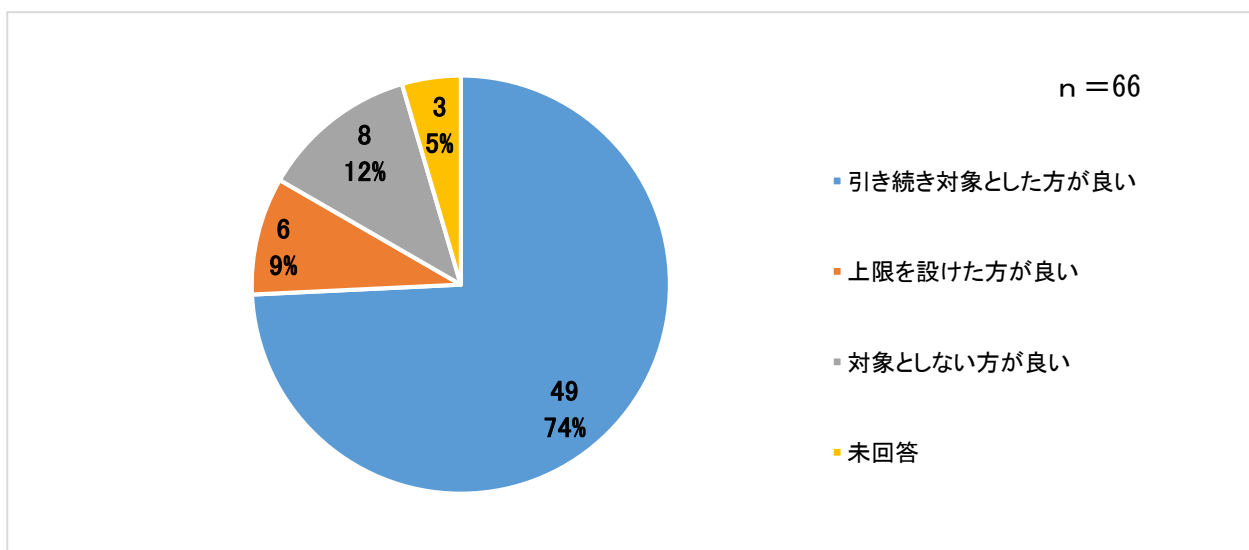
〈上限を設けた方がよい〉

- 本来なら、「無報酬もやむなし」の考えだが、社会通念上の範囲内に収まる額であれば、認めても良いと思うが、それなりの活動が伴うことが要件となる。
- 総会などで説明ができる。
- 会の運営を行っているので、ある程度は出して良いと思う。
- 役員報酬はもらっていないので分かりませんが、上限はあった方が良くと思います。
- 瀬戸見 5・6 町内会は、町内会長手当を出していません。(町内会長が行政連絡委員と兼務という規約があるから。)

〈対象としない方がよい〉

- 交付金制度が施行される以前から役員報酬を支給されているため。
- 役員報酬はボランティアとして無報酬が好ましい。当会も無報酬。
- まちづくり総合交付金は町内会長等、役員報酬するためにあるのではない。町内の皆さんから徴収している町内会費から支給すればよい。
- 町内会費から支出している。

問8. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は 1 つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方がよい〉

- 子供の日、敬老の日等への町内からの祝いとして、継続したほうが良いと思います。
- こどもの日の祝いや敬老の祝いを実施する際、これらのものを交付金から支出できることで、限られた予算の中で、人数の大小があっても対応可能である。
- 敬老の日の祝いに(私の町内)していて、いずれは集まっていたいで祝う会的なものにしていきたいとは思っているが、現状は商品券の方が良いとの意見が多数である。
- 70才以上の方に敬老祝として手渡して、安否確認、健康等、近況を伺っている。
- 町内では敬老会の記念品として、各対象者に配布している。(75才以上)
- 防災訓練参加、団地清掃(草刈、植木剪定など)に活動費として商品券は参加者向上に役立っている。
- 浅井 4-1 町内会では利用していないが、参加する人が高齢で参加できないため利用できたら良いと思います。

- ものの考え方だけであり、作業やイベントをしてその対価としての対象であるならば別に良いと思う。商品や食品なら良いのかの質問になってくる。常識範囲内で。
- 『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているのも第三者がどうこう言える事ではないと思う。
- 品物など具体物では受け入れられない方もおられ、自由に選べるこの方が喜ばれる。
- 謝礼等のお礼で現金で支払い出来ない時に必要だから。
- 多くの方が対象になるから良いと思う。
- 交付金でできるなら、それでいいと思います。

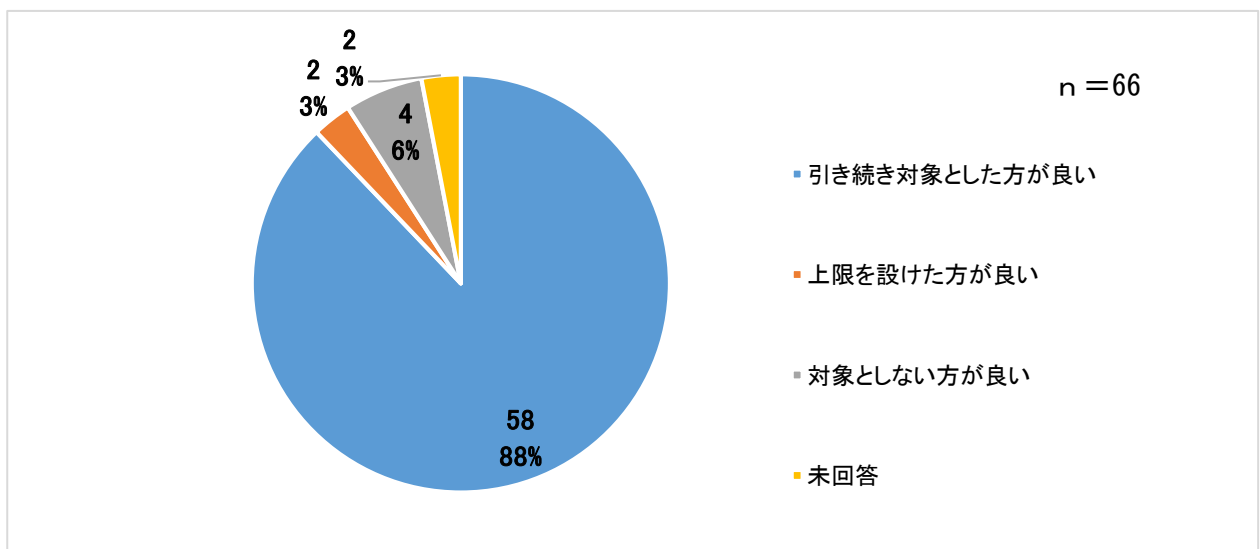
〈上限を設けた方が良い〉

- 経費の無駄を省く。
- 町内事業の参加者、協力者などに提供することが考えられるが、食事代と同様な扱いが適切と考える。
- 奉仕活動をしている参加者にお茶代として出している。

〈対象としない方が良い〉

- 何に使用しているのか、不透明感が感じられる。
- 金券の配布は好ましくないため
- 商品券や図書カードは住民個人の使用するもので交付金の対象とすべきではない。

9. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(〇は1つ)



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方が良い〉

- 対象から外すと、防犯灯の保守管理がずさんになる恐れがあります。
- 町内会費の値上げが難しいため。
- 町内会費より支払うのが困難である。
- 交付金を充当している。
- 外灯代電気料を自治会負担にすると自治会運営にひびく。町内会費の負担軽減。
- 電気代は町内会支出の大きな部分を占めており、対象とすべき(庁内の安全上必要)。

- ・公共性があると思う。
- ・電気代も高騰しております、必要である。
- ・防犯灯は安全安心なまちづくりに必要不可欠なものであるため。
- ・他の町内の人など、不特定の人が利用するため。
- ・町内すべての防犯灯の電気代を行政で全て負担してもらうのであれば対象外でも良いと思いますが、町内防犯灯は町内の防犯と言う意味合いもある一方市道の交通上安全を確保している意味合いもあるので引き続き対象としてもらいたい。
- ・小さな町の割に防犯灯が多い。通り抜けの隣保の町の需要もあって多いので対象にしてもらって助かる。
- ・市に各町内の要所要所に防犯カメラを設置してもらいたいです。
- ・町内の防犯灯設置は必要不可欠であり電気代は町内会が負担すべきと思う。
- ・現行どおり使用したいため。
- ・町内会に属さないアパート住民にも恩恵があるのだから、市が負担した方がよい。
- ・町内にある防犯灯とはいえ、浜田市全体にかかってくる問題だと思うので。
- ・交付金ではまかない切れない。別枠での補助をお願いしたい。
- ・『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。

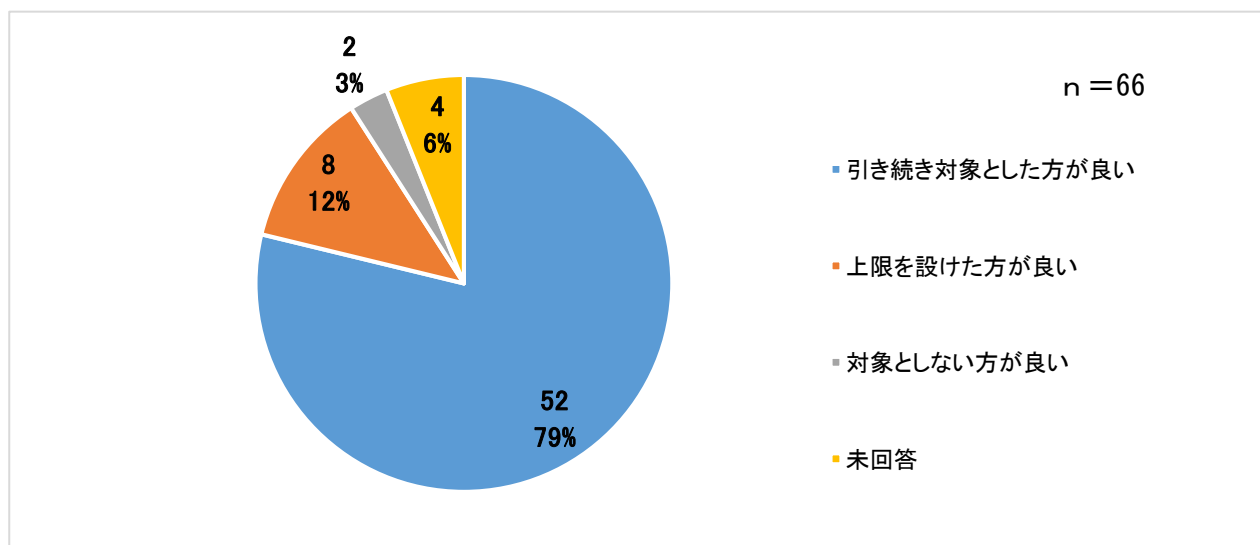
〈上限を設けた方が良い〉

未回答

〈対象としない方が良い〉

- ・町内会の地域の大小で差があるため。
- ・町内会、自治会費で支払うべきである。

問10. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（〇は1つ）



回答した理由を記入してください。(自由記述)

〈引き続き対象とした方がよい〉

- ・町内会費だけでは足りたかと思えます。
- ・地域の高齢化が進んでいる現状で、イベント、草刈等で高齢者への負担が増えており、委託する必要性が増加するため。
- ・一つの例として、川岸の草刈り作業があります。町内では高齢化が進み大規模な除草作業になかなか取り組めない事情があります。交付金を使うか否かにかかわらず、事業者へ委託する方向で現在検討しているところです。
- ・町内会員の高齢化に伴い、市民一斉清掃等でも草刈り作業・側溝清掃(泥上げ)等、作業不可能な分野も増えていく中、シルバー人材センター等への委託の頻度も増加傾向です。引き続き対象として欲しい。
- ・人で不足が進んでおり、自分達ができないところを、やっていただくため必要だと思うから。
- ・高齢化が進む現状で町内の環境整備で町内だけではできない事を業務委託するケースは必要だと思います。私の町内では今まで活用した事はありませんが、今後必要になると考えています。引き続き対象としておいて欲しい。
- ・町内だけでは、解決できないこともあるので良いと思う。
- ・原井町 4 町内は周辺を山林に囲まれ草木の成長が早く、定期的に雑木の伐採や清掃作業(雑草)を行う必要があります。
- ・今後、町内会員だけで草刈りは不可能と考えられる。
- ・市道の法面が多いため必要です。しかし、私の町内では危険ヶ所であり断られている。
- ・現在、委託費は使用していないが、高齢化により危険なことをすることをためらっている。
- ・『まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。』⇒ この理念の元、各町内が総会で議決して支出しているので第三者がどうこう言える事ではないと思う。

〈上限を設けた方がよい〉

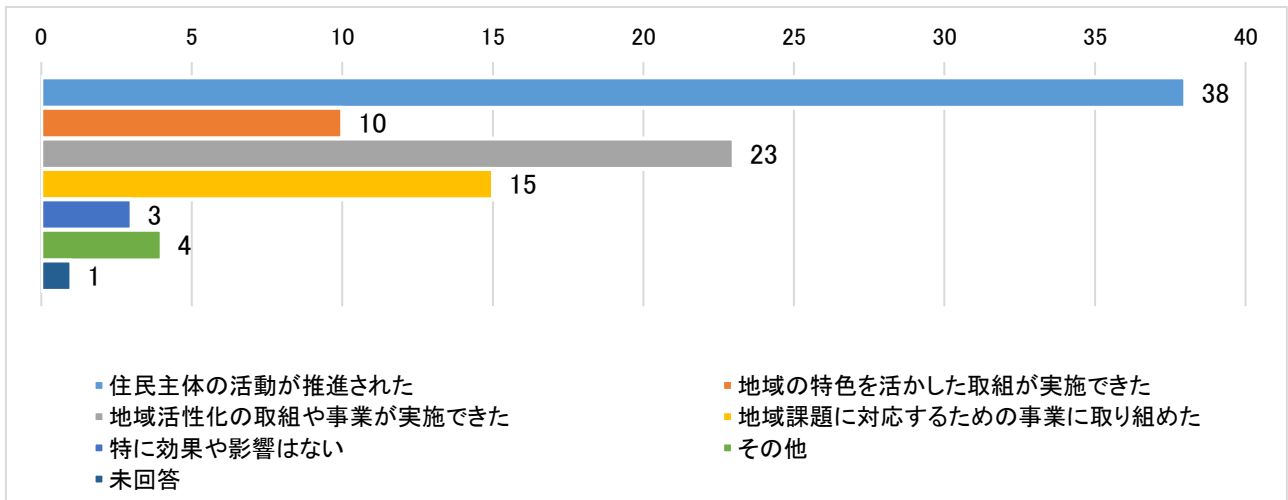
- ・当自治会は、世帯数が少なく、高齢者も多いことから、今後、人材センターの活用も検討せざるを得ない状況もあることから、対象としてもらいたい。
- ・町内の会員の老齢化が進んでおり、だんだん人手がなくなっている。必要な経費と考えられるが、ある程度の制限は必要と思う。
- ・使用したことがないのでわからない。
- ・町内全体が高齢化しているので溝掃除等に使っても良いと思う。

〈対象としない方がよい〉

- ・自治会で対応すべきである。

⑤ 交付金を活用した取組や成果について

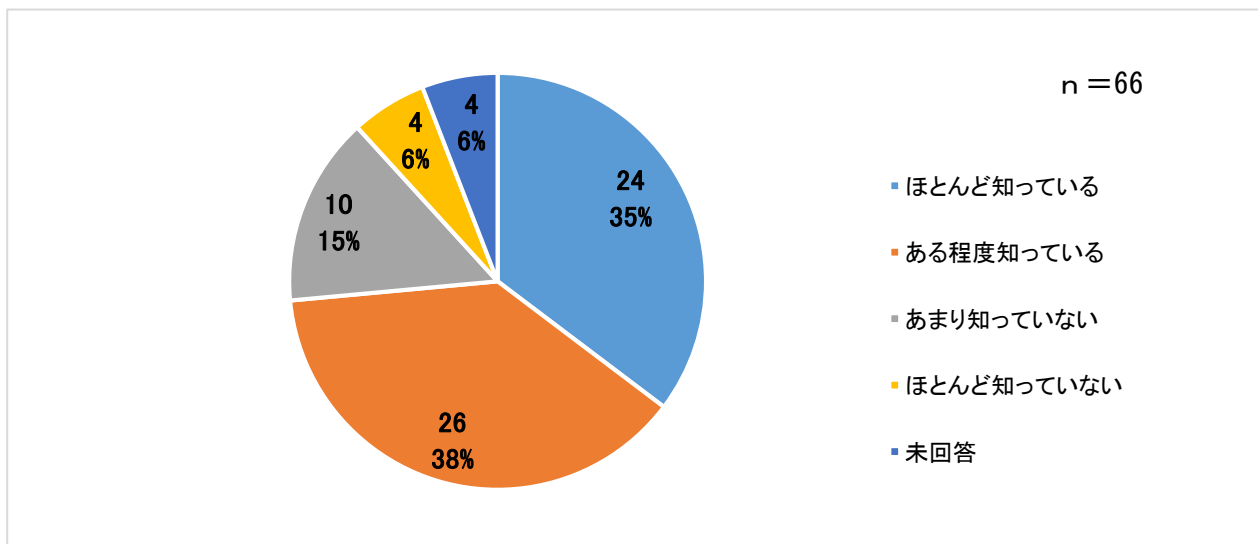
問11. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(〇は2つまで可)



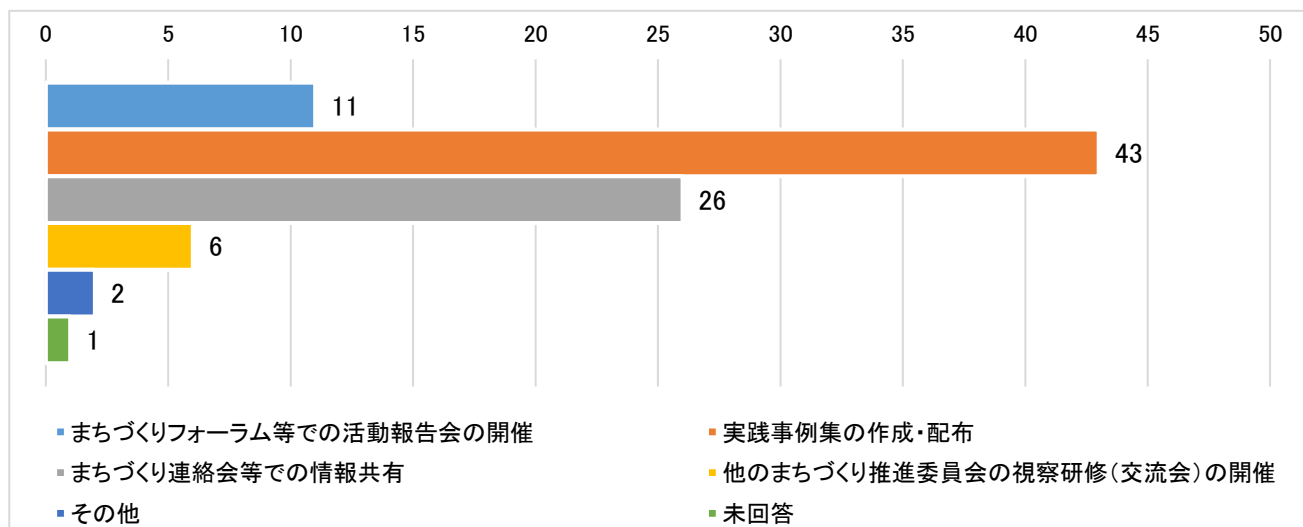
〈その他の意見〉

- ・負担軽減
- ・以前の制度での町内会役員の経験がないのでよくわからない。
- ・世帯も少なくなって、何も出来ていない。
- ・集会上の清掃や運営が出来ている。

問12. 貴団体のまちづくりの取組について、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(〇は1つ)



問13. 交付金を活用した取組や成果を他のまちづくり団体に広げるためにはどのような方法が有効だと思いますか。(〇は2つまで可)



⑥ その他

問14. まちづくり交付金制度について、その他ご意見等があれば記入してください。(自由記述)

- ・浜田地区協議会の動きを見ても、とてもここ数年で統合にこぎつけることはできないので、機関誌等で各地域の取り組みを知らせながら活動に向けての財政的支援をお願いしたい。
- ・交付金制度はしばらく維持していただきたい。今、ストップまたは削除となるとマイナスの方向にしか動かなくなりそう。求心力を保てない。
- ・今のところ、特に思い浮かばない。
- ・思いついたら都度、相談していきたいので、その際はよろしくお願いします。
- ・浅井1町内は浜田駅前のため、会員としては出店(飲食店や物品販売で住民ではない)、アパート・マンションが多く、町内として実働の会員は、昔からの住民の20軒たらずです。
しかも、この20軒は高齢化(ほとんどの皆さんが80歳前後)、後継者は他で生活しており、町内で「まちづくり」に取り組む事はむづかしい状況です。
- ・現状は、市報の配布・ごみステーションの管理など必要最低限のことを行うところがやっとです。
- ・「地区まちづくり」ができることと事業目的のまちづくりは可能かもしれないが、どこも高齢化・過疎化が進んでおり難しいと考えられる。
- ・人口減少、少子高齢化で町内運営が5年先、10年先が不安になるので、交付金が減額になっても「まちづくり」が最低限維持できる取組をしていくことを今だから考えておく事が必要だと思う。
- ・交付金について申請方法(申請書類)を簡略化できる部分は見直して欲しい。大切な税金を交付する側と申請する側を考えながら市民に配慮した申請手続きができる方法を是非お願いしたい。
- ・元々商店街の取り組みが活発にされていましたがそれも衰退。その後、交付金がいただけるということで町内会組織ができました。
- ・世帯数も少なく年1度の総会になんとか過半数の参加がありますので、この機会に魅力のある会にしたいと思いますが、少子高齢化が進みこれからの活動に不安を感じております。改めて交付金の使い方について読み直しております。
- ・当会では自治会費(350円/月)の殆どが管理費に使われ、まちづくり総合交付金は自治会事業の貴重な財源となっており有難く思っております。継続実施をお願いします。
- ・現状、交付金は寄附、募金等には使用できないが、實際上、交付金とほぼ同等の金額が募金などで町

内会計から支出しており、盆踊り、祭りなどの必要金額は各戸からの町内会費にて賄っている。結果、戸数が減少しつつあるので、各戸の負担が増加し、行事に対する意識の低下＝まちづくり活動の低下につながるのではないかと。

- まちづくり交付金制度を市民の皆様に分かりやすく伝えることが良いと思います。
- 交付金を頂くことで住民の負担となっていることがクリアになった。なかなか自治会費だけでは難しい。
- 町内会費は徴収しているが、その6割強は赤十字活動資金、協議会会費、各種募金で消費され、交付金を得ることで町内の事業や維持管理ができていく状況です。ぜひとも交付金制度は令和7年度とはいわず継続していただきたい。
- 戸数の少ない集落では活動資金が限られています。交付金がなければさらに地域活動は貧弱なものになります。
- この制度は続けていただきたい。
- 町内会長を10年以上担当していますが、まちづくり交付金制度を利用させて頂き大変感謝しています。
- 原井町4町内は、国道・県道・市道・赤道（けもの道）・水路・青川河川等、公道が多くあり定期的に雑木伐採、雑草刈り、不法ゴミの回収作業を実施する必要があります。そのため、まちづくり交付金の活用は不可欠であり、交付金の増額を含めて考慮して頂きたいと思っています。
- 市役所の担当部署に出向いて相談して分かったことが多い。カラーの文書でいろいろ書いてあるが、もう少し整理して中学生が読んでも分かる程度にまとめてほしい。文字とそれを表現するイラストをうまく組み合わせてください。
- コロナがあったことで、町内の皆さんが一ヶ所に集まることを怖れておられ（高齢者が多いため）弁当を食べるランチ会など開けませんでした。（来年はする予定。）集会所をもたない町内はどんどん希薄になると感じる今日この頃です。
- アパートの方は、市報配布については町内会に入ってほしいと思いますが市はどのように考えておられるか示してほしいです。
- 高齢者が多くて家から出にくい人が多いのでどうしたら良いか、どうしたら喜ばれるか方法が知りたい。
- まちづくり交付金を町内会の活動の主力の収入源として活用させていただいています。最近では町内会の戸数も減少し、町内会活動も縮小せざるおえなくなり定期的に送られてくる募金なども町内会から支払うことを検討せざるおえなくなっています。戸数の大きな町内会は予算的にも余裕があるのですが、小さなところは予算的にも厳しい状況です。戸数で全額を決めるのではなく、最低限の金額を設定してはどうでしょうか。
- 瀬戸見町全体で6町内あって（1・2、3・4、5・6）3つの班に別れて活動しています。町内行事に関しては全6町内で活動しています。町内全体が高齢化して、行事も参加者が激減しています。役員一同、瀬戸見町を活性化させようと試行錯誤しています。活動している町が交付金が減り、活動していない町が交付金が多い。まちづくり交付金制度は本当にありがたい事ですが、行事の内容で交付金の加減を決めてはどうでしょう。

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

令和5年9月

1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

(1) 団体名		(2) 連絡先	
(3) 回答者	役職	氏名	

2 活動状況等について

問2. 令和5年度(今年度)は、予定していた活動を実施できていますか。(○は1つ)

1 実施できている ⇒ 問4へ	2 ある程度実施できている ⇒ 問4へ
3 あまり実施できていない ⇒ 問3へ	4 ほとんど実施できていない ⇒ 問3へ
5 よくわからない ⇒ 問4へ	

問3. 実施できていない理由を教えてください。(自由記述)

3 令和3年度まちづくり総合交付金の制度改正に対する評価について

地域の実情に応じた算定を行うため、令和3年度から「高齢化加算」と「年少人口加算」を新設し、対象となるまちづくり委員会に対して交付金を加算しています。

※各まちづくり委員会の加算額については、別紙をご覧ください。

問4. 高齢化加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問4は、高齢化加算に該当する団体のみ回答

【高齢化加算】

- (1) **加算の考え方** 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため
- (2) **対象** 高齢化率(65歳以上人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会
- (3) **加算額** 活動基礎額 × 市平均を超えた割合

1 変化があった ⇒ 問5へ	2 変化がなかった ⇒ 問6へ	3 わからない ⇒ 問6へ
----------------	-----------------	---------------

問5. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

1 新たな事業を実施した	2 従来事業を拡充した
3 その他 ()	

問6. 今後も高齢化加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|------------------|---------------|
| 1 必要だと思う ⇒ 問7へ | 2 必要だと思わない ⇒ 問8へ | 3 わからない ⇒ 問9へ |
| 4 その他 () ⇒ 問9へ | | |

問7. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|---------------------|
| 1 高齢者に関する事業を実施するため |
| 2 高齢化に対応する事業を実施するため |
| 3 その他 () |

回答後は、問9へ進んでください。

問8. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|------------------------|
| 1 高齢化加算が無くても事業を実施できるため |
| 2 高齢化に対応する事業を実施しないため |
| 3 高齢化加算に該当しないため |
| 3 その他 () |

問9. 年少人口加算を新設した(活動費が増えた)ことで、事業や活動が充実した等の変化がありましたか。(○は1つ) ※問9は、年少人口加算に該当する団体のみ回答

【年少人口加算】

- (1) **加算の考え方** 将来を担う子どもへの事業(共育・郷育事業など)に関する取組を推進するため
- (2) **対象** 年少人口率(14歳以下人口割合)が市平均を超えているまちづくり委員会
- (3) **加算額** 活動基礎額 × 10%

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| 1 変化があった ⇒ 問10へ | 2 変化がなかった ⇒ 問11へ | 3 わからない ⇒ 問11へ |
|-----------------|------------------|----------------|

問10. どのような変化があったかを教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 新たな事業を実施した | 2 従来の事業を拡充した |
| 3 その他 () | |

問11. 今後も年少人口加算が必要だと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------------|-------------------|----------------|
| 1 必要だと思う ⇒ 問12へ | 2 必要だと思わない ⇒ 問13へ | 3 わからない ⇒ 問14へ |
| 4 その他 () ⇒ 問14へ | | |

問12. 必要だと思う理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|--------------------|
| 1 子どもに関する事業を実施するため |
| 2 その他 () |

回答後は、問14へ進んでください。

問13. 必要だと思わない理由を教えてください。(○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 1 年少人口加算がなくても事業を実施できるため |
| 2 子どもに関する事業を実施しないため |
| 3 年少人口加算に該当しないため |
| 4 その他 () |

4 交付金の算定項目について

現在、交付金の算定については団体を構成する町内数、世帯数、面積、団体の区分、地域の高齢化率、地域の年少人口率によって算定しています。

【算定項目】

- (1) 均等割 @20,000 円×町内数
 (2) 世帯数割 @1,500 円×世帯数
 (3) 面積割 @100 円×面積
 (4) 活動基礎額

交付金の額	団体区分 (エリア)	算定方法
2,000,000 円	まちづくりセンター区	1,500 世帯以上
	小学校区	
	単一の町	
1,000,000 円	まちづくりセンター区	※1 まちづくりセンター区につき
	小学校区	1,000 世帯以上 1,500 世帯未満
	単一の町	
750,000 円	複数の町	500 世帯以上 1,500 世帯未満
	単一の町	750 世帯以上 1,000 世帯未満
500,000 円	複数の町	400 世帯以上 500 世帯未満
	単一の町	500 世帯以上 750 世帯未満
300,000 円	複数の町	300 世帯以上 400 世帯未満
	単一の町	おおむね 150 世帯以上 500 世帯未満
	複数の町	おおむね 100 世帯以上 300 世帯未満

- (5) 高齢化加算 活動基礎額×市平均を超えた割合
 (6) 年少人口加算 活動基礎額×10%

問14. 地域の実情に応じた算定を行うために、算定方法を変更(単価の見直しや算定項目の追加及び削除等)する必要があると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 変更する必要がある ⇒ 問15～ | 2 変更する必要はない ⇒ 問17～ |
|--------------------|--------------------|

問15. 増額する必要があると思う項目を教えてください。(○は3つ)

- | | | |
|--------------------------------------------|---------|----------|
| 1 均等割 | 2 世帯数割 | 3 面積割 |
| 4 活動基礎額 | 5 高齢化加算 | 6 年少人口加算 |
| 7 新たな算定項目 ※新たに追加する算定項目の内容と追加する理由を記入してください。 | | |
| 算定項目の内容 () | | |
| 追加する理由 () | | |

問16. 問15の増額を行うための財源として、減額する項目を教えてください。(○は3つ)

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1 均等割 | 2 世帯数割 | 3 面積割 |
| 4 活動基礎額 | 5 高齢化加算 | 6 年少人口加算 |

5 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ **単価が20万円以上（税込み）の備品**
（単価が20万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。）
- ・ **60万円以上（税込み）の工事等**
（60万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。）
- ・ **参加者1人あたり1,000円（税込み）を超過した分の食事代**
（各事業につき、参加者1人あたり1,000円までは、交付金を使えます。）

問17. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- 1 見直す必要がある
- 2 見直す必要はない
- 3 その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

問18. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- 1 見直す必要がある
- 2 見直す必要はない
- 3 その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

問19. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- 1 見直す必要がある
- 2 見直す必要はない
- 3 その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

6 支出項目について

まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。しかしながら、一部の支出費目について、交付金がまちづくり活動へ活用されているのか不明瞭（町内会等の活動実績がわからない）であるとして指摘を受けているものがあります。（現状、次の各支出費目は、いずれも交付金を使うことができます。）

問20. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い | |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

--

問21. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い | |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

--

問22. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い | |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

--

問23. 委託費（シルバー人材センター等への委託）を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方が良い | 2 上限を設けた方が良い |
| 3 対象としない方が良い | |

回答した理由を記入してください。（自由記述）

--

7 課題解決特別事業について

問24. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。

また、今後課題解決特別事業を活用する予定がありますか。(○は1つ)

- | |
|---------------------------------|
| 1 活用実績があり、今後も活用したい ⇒ 問25へ |
| 2 活用実績はないが、今後は活用したい ⇒ 問25へ |
| 3 活用実績はあるが、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問26へ |
| 4 活用実績はなく、しばらくは活用の予定はない ⇒ 問26へ |

問25. 課題解決特別事業を活用したい理由を教えてください。(複数回答可)

- | |
|----------------------------------------|
| 1 地域として特に重要又は喫緊の課題を解決するため |
| 2 中長期的(複数年度)にわたって地域課題の解決に取り組む事業を実施するため |
| 3 その他() |

回答後は、問27へ進んでください。

問26. 課題解決特別事業の活用を予定していない理由を教えてください。(複数回答可)

- | |
|----------------------|
| 1 基礎額、活動費の範囲内で賄えるため |
| 2 積立金や繰越金を活用し実施するため |
| 3 事業を実施する体制ができていないため |
| 4 事業の企画ができないため |
| 5 その他() |

8 交付金を活用した取組や成果について

問27. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

- | |
|------------------------|
| 1 住民主体の活動が推進された |
| 2 地域の特色を活かした取組が実施できた |
| 3 地域活性化の取組や事業が実施できた |
| 4 地域課題に対応するための事業に取り組めた |
| 5 特に効果や影響はない |
| 6 その他() |

問28. 貴団体のまちづくりの取組みについて、どの程度の地域住民の方が知っていると感じますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 ほとんど知っている | 2 ある程度知っている |
| 3 あまり知らない | 4 ほとんど知らない |

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

令和5年9月

1 基本的事項について

問1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

(1) 団体名		(2) 連絡先	
(3) 回答者	役職	氏名	

2 活動状況等について

問2. 令和5年度(今年度)は、予定していた活動を実施できていますか。(○は1つ)

1 実施できている ⇒ 問4へ	2 ある程度実施できている ⇒ 問4へ
3 あまり実施できていない ⇒ 問3へ	4 ほとんど実施できていない ⇒ 問3へ
5 よくわからない ⇒ 問4へ	

問3. 実施できていない理由は何ですか。(自由記述)

3 対象経費における上限額の設定について

現在、次の支出については上限額を設定し、交付金を使うことはできません。

- ・ **単価が20万円以上(税込み)の備品**
(単価が20万円未満の備品を購入する場合は、交付金を使えます。)
- ・ **60万円以上(税込み)の工事等**
(60万円未満の工事等を行う場合は、交付金を使えます。)
- ・ **参加者1人あたり1,000円(税込み)を超過した分の食事代**
(各事業につき、参加者1人あたり1,000円までは、交付金を使えます。)

問4. 備品購入の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

1 見直す必要がある
2 見直す必要はない
3 その他 ()

回答した理由を記入してください。(自由記述)

問5. 工事等の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- | |
|------------|
| 1 見直す必要がある |
| 2 見直す必要はない |
| 3 その他 () |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

問6. 食糧費の上限額を見直す必要がありますか。(○は1つ)

- | |
|------------|
| 1 見直す必要がある |
| 2 見直す必要はない |
| 3 その他 () |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

4 支出項目について

まちづくり総合交付金制度は、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援するという目的から、対象経費については、活動に要する経費に幅広く対応できるよう比較的自由度の高い交付金として運用しています。しかしながら、一部の支出費目について、交付金がまちづくり活動へ活用されているのか不明瞭(町内会等の活動実績がわからない)であるとして指摘を受けているものがあります。(現状、次の各支出費目は、いずれも交付金を使うことができます。)

問7. 役員報酬を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 引き続き対象とした方がよい | 2 上限を設けた方がよい |
| 3 対象としない方がよい | |

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

問8. 商品券や図書カードを交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

1 引き続き対象とした方が良い	2 上限を設けた方が良い
3 対象としない方が良い	

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

問9. 防犯灯の電気代を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

1 引き続き対象とした方が良い	2 上限を設けた方が良い
3 対象としない方が良い	

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

問10. 委託費(シルバー人材センター等への委託)を交付金の対象としていることについてどのように思われますか。(○は1つ)

1 引き続き対象とした方が良い	2 上限を設けた方が良い
3 対象としない方が良い	

回答した理由を記入してください。(自由記述)

--

5 交付金を活用した取組や成果について

問11. 交付金事業によって、地域や貴団体に対してどのような効果や影響があったと思いますか。(○は2つまで可)

1 住民主体の活動が推進された
2 地域の特色を活かした取組が実施できた
3 地域活性化の取組や事業が実施できた
4 地域課題に対応するための事業に取り組めた
5 特に効果や影響はない
6 その他 ()

